

難病ガイドブック

指定難病の治療を受けられる方へ

ー利用できるサービスのご案内ー



大分市保健所 保健予防課

TEL (097)535-7710

この「難病ガイドブック」は、難病に関連する制度やサービスなどの情報を紹介しています。

難病と診断された方やご家族の皆さまが、よりよい療養生活を送ることができますよう、より多くの方に難病についてご理解いただき、ご活用いただければと思います。

《 利用上の注意 》

この「難病ガイドブック」は、令和7年度の内容で編集しています。

法律の改正などで、記載されている内容に変更が生じる場合があります。

詳しくは、それぞれの担当課までお問い合わせ下さい。

目 次

ページ

* 難病とは	3
◆ 指定難病一覧(348 疾患)	4~7
I 医療費の公費負担制度について	8
1 新規申請の方法	8
●新規申請に必要なもの	9
●自己負担額について	10
●【特定医療費(指定難病)自己負担上限額管理票】	10
●指定医療機関	10
●受給者証の使用方法	11
2 更新の手続き	11
3 変更申請	12
4 再交付申請(紛失・破損等の場合)	13
5 返還届(県外転出・治癒・診療中止・死亡等の場合)	13
6 転入申請(県外から転入した場合)	13
7 治療費請求(償還払い)	13
8 その他 注意事項	14
●軽症者特例による申請について	14
●「高額かつ長期」の申請について	15
II 障害福祉サービス	16
1 障害者総合支援法によるサービス	16
●障害福祉サービスの内容	17
●日常生活用具	19
●居宅生活動作補助用具の給付(住宅改修費)	23
2 身体に障がいのある方へのサービス	24
(1) 身体障害者手帳の申請	24
(2) 手当と年金	24
(3) 医療費の助成(障害者医療証の申請)	26
(4) 補装具の購入および修理	27
(5) 住宅設備改造費の補助	27
(6) その他のサービス	28
3 指定ごみ袋の交付について	30

医療費の公費負担
制度について

障害福祉サービス

介護保険サービス

難病の方のサービス

災害時の備え

連絡先一覧

医療費の公費負担 制度について	Ⅲ 介護保険サービス	31
	●申請の方法	32
	●サービスの種類と内容	33
	◆介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	33
	◆介護予防サービス・居宅サービス・施設サービス	34
	●介護保険制度以外で入所できる施設	36
障害福祉サービス	Ⅳ 難病の方のサービス	37
	●療養のための相談	37
	●就労についての相談	38
	●在宅人工呼吸器使用患者支援事業	38
介護保険サービス	●その他、指定難病受給者証をお持ちの方が利用できるサービスについて	39
	◆大分あったか・はーと駐車場利用証制度	
	◆大分県ヘルプマーク・ヘルプカード	
難病の方のサービス	Ⅴ 災害時の備え	40
	●わが家の防災マニュアル	40
	●避難行動要支援者事業	40
	●災害用伝言板 & 災害用伝言ダイヤル	41
	●日頃からの備え	43
災害時の備え	Ⅵ 連絡先一覧	44
	●地域包括支援センター	44
	●大分県で活動している難病の患者・家族会一覧	45
連絡先一覧	●関係機関	46

難病とは

難病とは

難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」）では、難病について、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定めています。

また、これらの要件を満たす難病のうち、医療費助成の対象となるものが、指定難病です。

指定難病とは

難病のうち、下記要件全てを満たしており、患者の置かれている状況からみて良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定したものです。

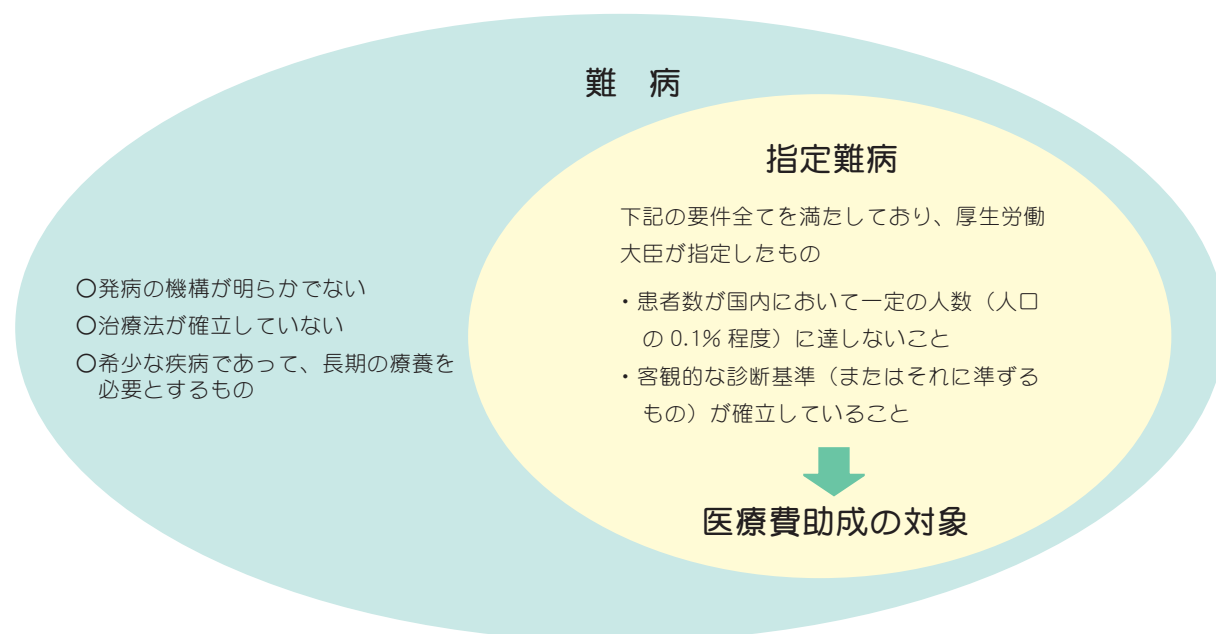
指定難病に必要な要件

- ①患者数が国内において一定数（人口の 0.1% 程度）に達しないこと
- ②客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が確立していること

難病対策とは

難病対策については、昭和 47 年から「難病対策要綱」に基づき医療費助成等が行われてきましたが、難病患者に対して、より良質で適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図っていくことを目的として、平成 27 年 1 月から難病法が施行されました。

難病と指定難病のイメージ



* 難病医療費助成制度の対象疾患（指定難病）は、令和 7 年 4 月からは 348 疾患となっています。

◆ 指定難病（348 疾患）

告示 番号	指定難病名	疾患 群	認定 者数	告示 番号	指定難病名	疾患 群	認定 者数
1	球脊髄性筋萎縮症	神	8	46	悪性関節リウマチ	免	93
2	筋萎縮性側索硬化症	神	59	47	バージャー病	免	4
3	脊髄性筋萎縮症	神	5	48	原発性抗リン脂質抗体症候群	免	4
4	原発性側索硬化症	神	1	49	全身性エリテマトーデス	免	337
5	進行性核上性麻痺	神	51	50	皮膚筋炎 / 多発性筋炎	免	142
6	パーキンソン病	神	643	51	全身性強皮症	皮	107
7	大脳皮質基底核変性症	神	32	52	混合性結合組織病	免	59
8	ハンチントン病	神	8	53	シェーグレン症候群	免	88
9	神経有棘赤血球症	神	0	54	成人発症スチル病	免	25
10	シャルコー・マリー・トゥース病	神	8	55	再発性多発軟骨炎	免	5
11	重症筋無力症	神	133	56	ベーチェット病	免	83
12	先天性筋無力症候群	神	0	57	特発性拡張型心筋症	循	107
13	多発性硬化症 / 視神経脊髄炎	神	95	58	肥大型心筋症	循	19
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 / 多巣性運動ニューロパチー	神	21	59	拘束型心筋症	循	0
15	封入体筋炎	神	2	60	再生不良性貧血	血	29
16	クドウ・深瀬症候群	神	0	61	自己免疫性溶血性貧血	血	6
17	多系統萎縮症	神	51	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	血	6
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	神	119	63	免疫性血小板減少症	血	71
19	ライソゾーム病	代	5	64	血栓性血小板減少性紫斑病	血	1
20	副腎白質ジストロフィー	代	2	65	原発性免疫不全症候群	血	9
21	ミトコンドリア病	代	13	66	IgA 腎症	腎	98
22	もやもや病	神	54	67	多発性嚢胞腎	腎	48
23	プリオン病	神	3	68	黄色靱帯骨化症	骨	37
24	亜急性硬化性全脳炎	神	1	69	後縦靱帯骨化症	骨	178
25	進行性多巣性白質脳症	神	1	70	広範脊柱管狭窄症	骨	85
26	HTLV-1 関連脊髄症	神	22	71	特発性大腿骨頭壊死症	骨	120
27	特発性基底核石灰化症	神	2	72	下垂体性 ADH 分泌異常症	内	13
28	全身性アミロイドーシス	代	69	73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	内	2
29	ウルリッヒ病	神	0	74	下垂体 PRL 分泌亢進症	内	10
30	遠位型ミオパチー	神	2	75	クッシング病	内	4
31	ベスレムミオパチー	神	0	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	内	0
32	自己貪食空胞性ミオパチー	神	0	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	内	14
33	シュワルツ・ヤンベル症候群	神	0	78	下垂体前葉機能低下症	内	72
34	神経線維腫症	皮	20	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	代	0
35	天疱瘡	皮	17	80	甲状腺ホルモン不応症	内	0
36	表皮水疱症	皮	2	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	内	3
37	膿疱性乾癬（汎発型）	皮	9	82	先天性副腎低形成症	内	1
38	スティーブンス・ジョンソン症候群	皮	1	83	アジソン病	内	1
39	中毒性表皮壊死症	皮	1	84	サルコイドーシス	呼	105
40	高安動脈炎	免	14	85	特発性間質性肺炎	呼	166
41	巨細胞性動脈炎	免	12	86	肺動脈性肺高血圧症	呼	24
42	結節性多発動脈炎	免	7	87	肺静脈閉塞症 / 肺毛細血管腫症	呼	0
43	顕微鏡的多発血管炎	免	51	88	慢性血栓栓性肺高血圧症	呼	15
44	多発血管炎性肉芽腫症	免	21	89	リンパ脈管筋腫症	呼	3
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	免	31	90	網膜色素変性症	視	81

告示 番号	指定難病名	疾患 群	認定 者数	告示 番号	指定難病名	疾患 群	認定 者数
91	バッド・キアリ症候群	消	0	140	ドラベ症候群	神	0
92	特発性門脈圧亢進症	消	1	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	神	0
93	原発性胆汁性胆管炎	消	77	142	ミオクロニー欠神てんかん	神	0
94	原発性硬化性胆管炎	消	3	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	神	0
95	自己免疫性肝炎	消	44	144	レノックス・ガストー症候群	神	2
96	クローン病	消	344	145	ウェスト症候群	神	1
97	潰瘍性大腸炎	消	811	146	大田原症候群	神	0
98	好酸球性消化管疾患	消	9	147	早期ミオクロニー脳症	神	0
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	消	1	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	神	0
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	消	0	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	神	0
101	腸管神経節細胞僅少症	消	2	150	環状 20 番染色体症候群	神	0
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	染	0	151	ラスムッセン脳炎	神	0
103	CFC 症候群	染	0	152	PCDH19 関連症候群	神	0
104	コステロ症候群	染	0	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	神	1
105	チャージ症候群	染	0	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	神	0
106	クリオピリン関連周期熱症候群	免	0	155	ランドウ・クレフナー症候群	神	0
107	若年性特発性関節炎	免	4	156	レット症候群	神	2
108	TNF 受容体関連周期性症候群	免	1	157	スタージ・ウェーバー症候群	神	2
109	非典型溶血性尿毒症症候群	腎	0	158	結節性硬化症	神	8
110	ブラウ症候群	免	0	159	色素性乾皮症	神	1
111	先天性ミオパチー	神	1	160	先天性魚鱗癬	皮	0
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	神	0	161	家族性良性慢性天疱瘡	皮	2
113	筋ジストロフィー	神	27	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	皮	28
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	神	0	163	特発性後天性全身性無汗症	皮	3
115	遺伝性周期性四肢麻痺	神	0	164	眼皮膚白皮症	視	0
116	アトピー性脊髄炎	神	0	165	肥厚性皮膚骨膜炎	染	0
117	脊髄空洞症	神	2	166	弾性線維性仮性黄色腫	皮	0
118	脊髄髄膜瘤	神	0	167	マルファン症候群	皮	5
119	アイザックス症候群	神	2	168	エーラス・ダンロス症候群	皮	2
120	遺伝性ジストニア	神	0	169	メンケス病	代	0
121	脳内鉄沈着神経変性症	神	0	170	オクシピタル・ホーン症候群	皮	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	神	1	171	ウィルソン病	代	2
123	HTRA 1 関連脳小血管病	神	0	172	低ホスファターゼ症	骨	0
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	神	0	173	VATER 症候群	染	0
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	神	0	174	那須・ハコラ病	染	0
126	ペリー病	神	0	175	ウィーバー症候群	染	0
127	前頭側頭葉変性症	神	20	176	コフィン・ローリー症候群	染	0
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	神	0	177	ジュベール症候群関連疾患	神	0
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	神	0	178	モフット・ウィルソン症候群	染	0
130	先天性無痛無汗症	神	0	179	ウィリアムズ症候群	染	0
131	アレキサンダー病	神	0	180	ATR-X 症候群	染	0
132	先天性核上性球麻痺	神	0	181	クルーゾン症候群	染	0
133	メビウス症候群	神	0	182	アペール症候群	染	0
134	中隔視神経形成異常証 / ドモルシア症候群	視	0	183	ファイファー症候群	染	0
136	片側巨脳症	神	1	184	アントレー・ピクスラー症候群	染	0
137	限局性皮質異形成	神	0	185	コフィン・シリス症候群	染	0
138	神経細胞移動異常症	神	1	186	ロスムンド・トムソン症候群	染	0
139	先天性大脳白質形成不全症	神	4	187	歌舞伎症候群	染	0

(追加)告示番号:135 指定難病名:アイカルディ症候群 疾患群:神 認定者数:0

告示 番号	指定難病名	疾患 群	認定 者数	告示 番号	指定難病名	疾患 群	認定 者数
188	多脾症候群	染	0	236	偽性副甲状腺機能低下症	内	0
189	無脾症候群	染	1	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	内	0
190	鰓耳腎症候群	聴	1	238	ビタミンD抵抗性くる病 / 骨軟化症	骨	3
191	ウェルナー症候群	染	0	239	ビタミンD依存性くる病 / 骨軟化症	内	0
192	コケイン症候群	染	0	240	フェニルケトン尿症	代	0
193	プラダー・ウィリ症候群	染	1	241	高チロシン血症 1 型	代	0
194	ソトス症候群	染	0	242	高チロシン血症 2 型	代	0
195	ヌーナン症候群	染	0	243	高チロシン血症 3 型	代	0
196	ヤング・シンプソン症候群	染	0	244	メーブルシロップ尿症	代	0
197	1p36 欠失症候群	染	0	245	プロピオン酸血症	代	0
198	4p 欠失症候群	染	0	246	メチルマロン酸血症	代	1
199	5p 欠失症候群	染	1	247	イソ吉草酸血症	代	0
200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	染	0	248	グルコーストランスポーター 1 欠損症	代	0
201	アンジェルマン症候群	神	0	249	グルタル酸血症 1 型	代	0
202	スミス・マギニス症候群	染	0	250	グルタル酸血症 2 型	代	0
203	22q11.2 欠失症候群	染	1	251	尿素サイクル異常症	代	3
204	エマヌエル症候群	染	0	252	リジン尿性蛋白不耐症	代	0
205	脆弱 X 症候群関連疾患	染	1	253	先天性葉酸吸収不全	代	0
206	脆弱 X 症候群	染	0	254	ポルフィリン症	代	0
207	総動脈幹遺残症	循	0	255	複合カルボキシラーゼ欠損症	代	0
208	修正大血管転位症	循	0	256	筋型糖原病	代	0
209	完全大血管転位症	循	0	257	肝型糖原病	代	1
210	単心室症	循	1	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	代	0
211	左心低形成症候群	循	1				
212	三尖弁閉鎖症	循	1	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	代	0
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	循	0				
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	循	0	260	シトステロール血症	代	0
215	ファロー四徴症	循	9	261	タンジール病	代	0
216	両大血管右室起始症	循	2	262	原発性高カイロミクロン血症	代	1
217	エプスタイン病	循	1	263	脳腱黄色腫症	代	0
218	アルポート症候群	腎	2	264	無βリポタンパク血症	代	0
219	ギャロウェイ・モフト症候群	腎	0	265	脂肪萎縮症	代	0
220	急速進行性糸球体腎炎	腎	4	266	家族性地中海熱	免	7
221	抗糸球体基底膜腎炎	腎	2	267	高IgD 症候群	免	0
222	一次性ネフローゼ症候群	腎	60	268	中條・西村症候群	免	0
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	腎	2	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	免	0
224	紫斑病性腎炎	腎	9				
225	先天性腎性尿崩症	腎	0	270	慢性再発性多発性骨髄炎	骨	3
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	腎	3	271	強直性脊椎炎	骨	32
227	オスラー病	染	5	272	進行性骨化性線維異形成症	骨	0
228	閉塞性細気管支炎	呼	0	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	骨	1
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	呼	3	274	骨形成不全症	骨	0
230	肺胞低換気症候群	呼	3	275	タナトフォリック骨異形成症	骨	0
231	α1-アンチトリプシン欠乏症	呼	0	276	軟骨無形成症	骨	0
232	カーニー複合	染	0	277	リンパ管腫症 / ゴーハム病	呼	0
233	ウォルフラム症候群	内	0	278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	呼	0
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	代	0	279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	循	0
235	副甲状腺機能低下症	内	0	280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	循	0



告示 番号	指定難病名	疾患 群	認定 者数	告示 番号	指定難病名	疾患 群	認定 者数
281	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群	循	4	318	シトリン欠損症	代	0
282	先天性赤血球形成異常性貧血	血	0	319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	代	0
283	後天性赤芽球癆	血	2	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	神	0
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	血	0				
285	ファンconi貧血	血	0	321	非ケトーシス型高グリシン血症	代	0
286	遺伝性鉄芽球性貧血	血	0	322	β-ケトチオラーゼ欠損症	代	0
287	エプスタイン症候群	染	0	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	代	0
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	免	2	324	メチルグルタコン酸尿症	代	0
289	クローンカイト・カナダ症候群	消	1	325	遺伝性自己炎症疾患	免	0
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	消	0	326	大理石骨病	代	0
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	消	0	327	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	血	0
292	総排泄腔外反症	消	0				
293	総排泄腔遺残	消	0	328	前眼部形成異常	視	0
294	先天性横隔膜ヘルニア	呼	0	329	無虹彩症	視	0
295	乳幼児肝巨大血管腫	消	0	330	先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症	呼	0
296	胆道閉鎖症	消	2	331	特発性多中心性キャスルマン病	血	10
297	アラジール症候群	染	1	332	膠様滴状角膜ジストロフィー	視	0
298	遺伝性睪炎	消	0	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	染	0
299	嚢胞性線維症	消	0	334	脳クレアチン欠乏症候群	神	0
300	IgG4 関連疾患	免	26	335	ネフロン癆	腎	0
301	黄斑ジストロフィー	視	1	336	家族性低βリポタンパク血症 1(ホモ接合体)	代	0
302	レーベル遺伝性視神経症	視	2	337	ホモシスチン尿症	代	0
303	アッシャー症候群	聴	0	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	消	0
304	若年発症型両側性感音難聴	聴	0	339	MECP2重複症候群	神	0
305	遅発性内リンパ水腫	聴	0	340	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)	呼	1
306	好酸球性副鼻腔炎	聴	170	341	TRPV4 異常症	骨	0
307	カナバン病	神	0	342	LMNB1 関連大脳白質脳症	神	0
308	進行性白質脳症	神	2	343	PURA 関連神経発達異常症	神	0
309	進行性ミオクロームステんかん	神	2	344	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	代	0
310	先天異常症候群	染	0	345	乳児発症 STING 関連血管炎	免	0
311	先天性三尖弁狭窄症	循	0	346	原発性肝外門脈閉塞症	消	0
312	先天性僧帽弁狭窄症	循	0	347	出血性線溶異常症	血	0
313	先天性肺静脈狭窄症	循	0	348	口ウ症候群	消	0
314	左肺動脈右肺動脈起始症	循	0				
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/ LMX1B 関連腎症	腎	0				
316	カルニチン回路異常症	代	0				
317	三頭酵素欠損症	代	0	令和7年5月末 指定難病受給者数 合計 5546			

【疾患群について】

*「認定者数」は令和7年5月末現在の分市内の認定者数です。(単位：人)

〔 神：神経・筋系 代：代謝系 皮：皮膚・結合組織系 免：免疫系 循：循環器系 血：血液系 腎：腎・泌尿器系 骨：骨・関節系
内：内分泌系 呼：呼吸器系 視：視覚系 聴：聴覚・平衡機能 染：染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 〕

特定疾患治療研究事業

平成27年1月1日施行の「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)により、従来の特定疾患56疾患から一部の疾患を残し、特定医療費制度へ移行しました。

難病法施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた特定疾患のうち、右記の5つの疾患については、治療が極めて困難であり、その医療費も高額であるため、その負担の軽減を図ることを目的に助成をおこなっています。

指定難病の要件を満たさない疾患 【特定疾患治療研究事業の対象疾患】		
疾患 番号	疾 患 名	認定者数
5	スモン	3
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎*	3
32	重症急性膵炎*	0
38	プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)	0
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)*	0

*平成27年1月以降、新規で申請することができません。(更新のみ)

I 医療費の公費負担制度について

1 新規申請の方法

対象となる疾患は 348 疾患あります。(P.4～7 参照)

対象となっている疾患と診断された場合は、医療費助成の申請を行うことができます。
申請方法等については、以下をご参照ください。

● 申請・問い合わせ先

大分市保健所 保健予防課 管理担当班 TEL 535-7710

● 申請者

申請が出来るのは、指定難病の対象疾患と診断された本人、その家族、委任を受けた代理人等です。(申請書の裏面に委任状あり)

● 申請手続きの流れ

医療機関にて、指定難病と診断されたら・・・

- ① 【臨床調査個人票】の作成を難病指定医に依頼します。
- ↓
- ② 必要な書類 (P.9 参照) を保健所に提出します。
- ↓
- ③ 指定難病審査会 (大分県) にて審査されます。
- ↓
- ④ 認定された場合は、【特定医療費 (指定難病) 受給者証】が大分県から発行されます。

指定医療機関で【受給者証】を提示することで、医療費助成が受けられます。

- * 指定難病の認定には「診断基準」と「重症度分類」の両方を満たす必要があります。
- * 結果については、

結果については、	{	認定された場合は、電話で	}	お知らせします。
		保留・却下の場合は、郵送で		
- * 認定された場合、有効期間の始期は、原則として、重症度分類を満たしていることを診断した日となります。
ただし、申請日からの遡りの期間は原則 1 か月です。(やむを得ない理由があるときに限り最長 3 か月)
- * その後は年に 1 回、更新の手続きが必要となります。(P.11 参照)

● 新規申請に必要なもの

①	特定医療費(指定難病)支給認定申請書(新規)	所定の様式は保健所の窓口にあります。 大分県健康政策・感染症対策課のホームページからもダウンロード可能です。
②	臨床調査個人票	様式は病院にあります。 作成は【難病指定医】に依頼してください。 【難病指定医】については、大分県のホームページ、または直接病院へお問い合わせください。
③	医療保険の資格情報が確認できる資料等	①紙の健康保険証 ②医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」 ③マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」…印刷したもの もしくは保健所の窓口で資格情報画面を職員に提示してください。 ④マイナ保険証…申請時にマイナンバーの記入と保険者、記号・番号の記入をしてください。 ※1で必要な方の分を確認
④	マイナンバー	マイナンバーカード・マイナンバー通知カード・個人番号付きの住民票のいずれか ※1で必要な方の分を確認
⑤	本人確認できるもの	窓口へ来られる方のマイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳、パスポート等 官公署発行の顔写真付きのもの *上記が無い場合は、健康保険証、公共料金の領収書、年金手帳等の書類を2つ以上お持ちください。
⑥	保険者からの情報提供に係る同意書	所定の様式は保健所の窓口にあります。 大分県健康政策・感染症対策課のホームページからもダウンロード可能です。

医療費の公費負担
制度について

● 以下は該当者のみ提出

⑦	同じ医療保険加入者で、他に医療受給者証(指定難病・小児慢性特定疾病)を持っている方がいる場合 →その方の受給者証、または申請書	自己負担額の減額(按分)
⑧	市民税非課税世帯で、障害年金・遺族年金等を受給している場合 →本人の前年の年金等が確認できる書類…「直近の払込み通知書」や「通帳」等	
⑨	【軽症高額該当】※2を申請する場合 →医療費申告書および申告内容を証明する領収書等 医療費申告書(所定の様式)は保健所の窓口にあります。大分県健康政策・感染症対策課のホームページからもダウンロード可能です。	重症度分類を満たさなくても認定となる場合がある
⑩	生活保護受給者 →生活保護受給者であることを証明するもの(生活保護受給証明書等) *生活保護受給者は③⑥は不要(ただし社会保険加入者については必要)	

※1 医療保険の資格情報が確認できる資料等・マイナンバーについて

患者が加入している医療保険の種類	医療保険の資格情報が確認できる資料等・マイナンバーが必要な方
被用者保険 (健康保険・共済組合など)	患者 及び 被保険者の分
国民健康保険 / 後期高齢者医療広域連合	住民票上の世帯で 同じ医療保険に加入している全員分
国民健康保険組合 (医師・歯科医師・土木・建設など)	

※2 軽症高額該当について(詳細はP.14を参照)

特定医療費の支給認定要件である重症度分類等を満たさないものの、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が申請月以前の12月以内(申請月を含める)に3回以上ある方については、支給認定を行います。

*ただし、医療費総額33,330円に考慮する医療費については指定難病に係るもののみとし、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。

● 自己負担額について

医療費助成における自己負担上限額（月額）						（単位：円）
階層区分	階層区分の基準 （ ）内の数字は、夫婦 2 人世帯の場合における年収の目安		患者負担割合：2 割			
			自己負担上限額（外来＋入院）			
			一 般	高額かつ長期 ※3	人工呼吸器等 装着者	
生活保護	—		0	0	0	
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税（世帯）	本人年収 ～80 万 9 千円	2,500	2,500	1,000	
低所得Ⅱ		本人年収 80 万 9 千円超～	5,000	5,000		
一般所得Ⅰ	市町村民税 7.1 万円未満 （参考額：160 万円～370 万円）		10,000	5,000		
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満 （参考額：370 万円～810 万円）		20,000	10,000		
上位所得	市町村民税 25.1 万円以上 （参考額：810 万円～）		30,000	20,000		
入院時の食費			全額自己負担			

○自己負担額は2割になります。

なお、後期高齢者で負担額が1割の方は、そのまま1割負担となります。

○外来・入院問わず、指定医療機関で医療費を支払い、その月の合計額が自己負担上限額（月額）に達した場合、その月はそれ以上の支払いはありません。

※3 高額かつ長期について（詳細はP.15を参照）

指定難病の受給者のうち、所得の階層区分について一般所得Ⅰ以上の方が、支給認定を受けた指定難病に係る月ごとの医療費総額について5万円を超える月が申請月以前の12月以内（申請月を含める）に6回以上ある場合は、月額の医療費の自己負担額を軽減します。

●【特定医療費（指定難病）自己負担上限額管理票】

○指定医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所等）を受診する際は受給者証とともに、【自己負担上限額管理票】を受付に提出し、かかった医療費を記載してもらってください。

○自己負担上限額を超えた場合でも、必ず医療機関や薬局の窓口で提示して記載してもらってください。また直近12ヶ月分は保管しておいて下さい。

※自己負担上限額の算定（高額かつ長期の申請〈P.15参照〉の証明のため）や更新の際の審査（重症度の基準を満たさない場合）に使用する場合があります。

● 指定医療機関

○都道府県（大分県又は大分県外の都道府県・指定都市）が指定した指定医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所等）でのみ、医療費助成を受けることができます。

○大分県外の医療機関を受診するときは、その医療機関が所在の都道府県・指定都市の指定を受けていれば、大分県の受診者証で受診可能です。受診を希望する医療機関が都道府県・指定都市の指定を受けているかは、各都道府県・指定都市のホームページでご確認するか、直接医療機関へお問い合わせください。

● 受給者証の使用方法

特定医療費（指定難病）受給者証										
公費負担者番号	5	4	4	4	6	0	*	*		
受給者番号	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
受給者	住所	大分市*****								
	氏名	*****								
	生年月日	昭和○年△月△日				性別				
	保険者	*****								
	記号・番号	*****				適用区分				
病名	1	*****								
	2	②								
	3									
	4									
	有効期間	④ 令和○年○月○日～令和○年12月31日								
階層区分	一般所得I(一般)		自己負担上限額		月額10,000円					
		大分県知事								⑤
交付年月日	令和○年○月○日									

指定医療機関名	③ 各都道府県または政令指定都市が指定した指定医療機関			
	※指定医療機関の皆様へ 適用区分について 令和4年10月1日から後期高齢者の自己負担限度額が見直されることに伴い、下記の区分を追加しました。 8：一般Ⅰ（1割負担） 9：一般Ⅱ（2割負担）			
負担	人工呼吸器等 装	非該当	高額かつ長期	非該当
担	軽症高額該当	非該当	同一世帯 受給者	非該当
※ 受診の際には、医療機関の窓口必ずこの受給者証とともに 『自己負担上限額管理票』を提示してください。 ※ この受給者証の使用に際しては、裏面の注意事項を確認してください。				
問合先				

医療費の公費負担
制度について

水色：一般
オレンジ色：生活保護受給者

- ① の本人が利用できます。
 - ② に記載された病名の治療に対してのみ適用できます。
 - ③ 指定医療機関であれば利用できます。（指定医療機関について P.10 参照）
受診する際、この受給者証と【自己負担上限額管理票】を医療機関窓口提出してください。
 - ④ に記載された期間において利用できます。有効期間満了後も受給者証の交付を受けるためには、更新手続きが必要になります。（更新について下記参照）
 - ⑤ 本人が1か月に負担する医療費の上限額です。この額に達して以降のお支払いはありません。
保険給付の対象外のもの（例：診断書作成費用、往診車の車代、入院の際の差額ベット代、食事等）については医療費助成の対象になりません。
- * 受給者証の記載事項（住所・氏名・加入している医療保険等）に変更が生じた場合、14日以内に届出をしてください。（変更申請について P.12 参照）

2 更新の手続き

有効期間の満了前に更新の手続きが必要になります。（年1回、6月下旬～9月頃）
更新の手続きに必要な書類は、6月下旬頃にご自宅へ郵送いたします。

* 詳しい日程等は更新のご案内に同封します。

3 変更申請

受給者証の記載内容に変更があった場合、変更申請が必要です。

必要なもの ※すべての変更申請に共通	・特定医療費（指定難病）受給者証 ・特定医療費（指定難病）変更申請書または変更届出書（*） （変更内容によって様式が異なります） ・変更内容によって必要なものについて下記にて確認
-----------------------	---

（*）は、大分市保健所 保健予防課の窓口にあります。大分県健康政策・感染症対策課のホームページからもダウンロード可能です。



● 変更内容別の必要書類

変更内容	必 要 書 類
氏 名	戸籍抄本・住民票・医療保険の資格情報が確認できる資料等・運転免許証等のいずれか
住 所	新住所の分かるもの（メモで可）
加入している 医療保険	・医療保険の資格情報が確認できる資料等（P.9 ※1 にて必要分を確認） ・マイナンバー（受給者・届出済者は不要）（P.9 ※1 にて必要分を確認） ・保険者からの情報提供に係る同意書（*） ・受給者の前年の障害年金等が確認できる年金証書等（受給がある場合）
病名の変更	診断を受けた指定難病の臨床調査個人票 （指定医が記入したもの）
病名の追加	新規申請に必要な書類一式（P.9 参照）

（*）は、大分市保健所保健予防課の窓口にあります。大分県健康政策・感染症対策課のホームページからもダウンロード可能です。

自己負担額の変更のある場合（自己負担額の変更が適用されるのは、申請の翌月 1 日からとなります。）

生活保護	生活保護に該当した場合 ⇒生活保護受給証明書等 （生活福祉課・生活福祉東部事務所・生活福祉西部事務所で交付を受けて下さい。）
人工呼吸器等装着	認定を受けた指定難病の臨床調査個人票 （該当箇所を指定医が記入したもの）
同一世帯受給者	同一医療保険加入者の中に指定難病または小児慢性特定疾病の受給者証をお持ちの方がいる場合 ⇒両者の受給者証
高額かつ長期 （P.15 参照）	認定を受けた指定難病に係る医療費総額が 5 万円を超える月が申請月以前の 12 月以内（申請月を含める）に年間 6 か月以上ある場合 ⇒自己負担上限額管理票

4 再交付申請（紛失・破損等の場合）

必要なもの	・ 特定医療費（指定難病）受給者証（紛失の場合は不要） ・ 特定医療費（指定難病）受給者証再交付申請書（*）
-------	---

（*）は、大分市保健所 保健予防課の窓口にあります。大分県健康政策・感染症対策課のホームページからもダウンロード可能です。

5 返還届（県外転出・治癒・診療中止・死亡等の場合）

必要なもの	・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 特定医療費（指定難病）受給者証返還届（*）
-------	--

（*）は、大分市保健所 保健予防課の窓口にあります。大分県健康政策・感染症対策課のホームページからもダウンロード可能です。

県外に転出した場合は、速やかに転入先の都道府県・指定都市に転入の申請を行う必要があります。詳しくは、大分市保健所 保健予防課 管理担当班（TEL535-7710）にお問い合わせください。

6 転入申請（県外から転入した場合）

県外の都道府県において受給者証をお持ちの方が、大分市へ転入（住民票を異動）し、引き続き受給者証の交付を受けようとする場合は、転入の申請を行う必要があります。

必要なもの	① 転入前の特定医療費（指定難病）受給者証・自己負担上限額管理票 ② 医療保険の資格情報が確認できる資料等 ③ マイナンバー ④ 申請者の身元確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等） ⑤ 特定医療費（指定難病）転入申請書（*）
-------	---

} P9 ※1 にて必要分を確認

（*）は、大分市保健所 保健予防課の窓口にあります。

7 治療費請求（償還払い）

受給者証の申請をしてから交付されるまでに受診した場合や、やむを得ず受給者証を提示せず
に受診した場合の医療費・薬代については、治療費請求（償還払い）を行うことができます。

必要なもの	① 特定医療費（指定難病）請求書 ② 特定医療費（指定難病）証明書 … 医療機関等に記入してもらってください ③ 特定医療費（指定難病）受給者証 ④ 特定医療費（指定難病）自己負担上限額管理票 ⑤ 医療保険の資格情報が確認できる資料等 ⑥ 振込先がわかる通帳等
-------	---

・①②は大分市保健所 保健予防課の窓口にあります。また、大分県健康政策・感染症対策課ホームページからもダウンロード可能です。

新規の受給者証交付の際にもお渡ししています。

・【請求者・口座名義人】と【受給者】が異なる場合は、委任状（①の請求書内に記入）が必要になります。

「3 変更申請」～「7 治療費
請求（償還払い）」の申請先

大分市保健所 保健予防課 管理担当班 （TEL535-7710）

8 その他、注意事項

●特定医療費の支給（自己負担の考え方）

○特定医療費の支給に当たっては、医療保険制度・介護保険制度による給付を優先します（保険優先制度）。

○通常、医療機関の窓口では、医療費の7割を医療保険が負担し、残りの医療費の3割を患者が自己負担することになりますが、特定医療費の支給認定を受けた場合は、指定医療機関での窓口負担が、自己負担上限額（月額）までとなります。ただし、自己負担上限額と医療費の2割を比較して、自己負担上限額の方が上回る場合は、医療費の「2割」が窓口での負担額となります。

●高額療養費制度や、健康保険組合の付加給付制度により払い戻しを受けることが出来る治療費については、特定医療費（指定難病）請求に含むことができません。

高額療養費制度や、保険組合の付加給付制度の詳しい内容については、各医療保険の保険者（健康保険組合や国民健康保険等）にお問い合わせください。

●身体障害者手帳（1～3級）をお持ちの方で【障害者医療証】をお持ちの方は・・・

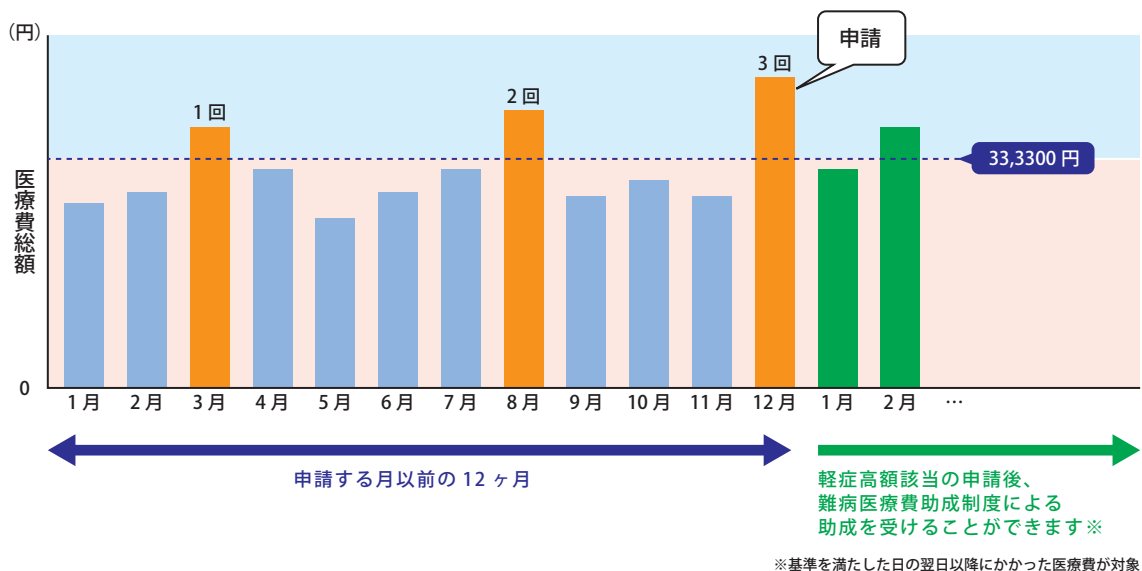
特定医療費（指定難病）受給者証の自己負担上限額内においても、【障害者医療証】における医療費助成は受けられます。（障害者医療証について P.26 参照）

●軽症者特例による申請について

●軽症者特例とは

特定医療費の支給認定の要件である重症度基準を満たさないものの、申請月以前の12か月以内において、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が3回以上ある者に、特定医療費の支給が認定される制度です。

●該当する例



軽症高額対象者は、医療費助成の開始時期を、「その基準を満たした日の翌日」とします。

●追加で必要な書類

指定難病治療に係る領収書（病院、薬局、訪問看護ステーション等）

〔申請月以前の12か月以内（発症年月以降に限る）に、その難病の治療に要した月ごとの医療費総額が33,330円を超えるもの（3回分）〕

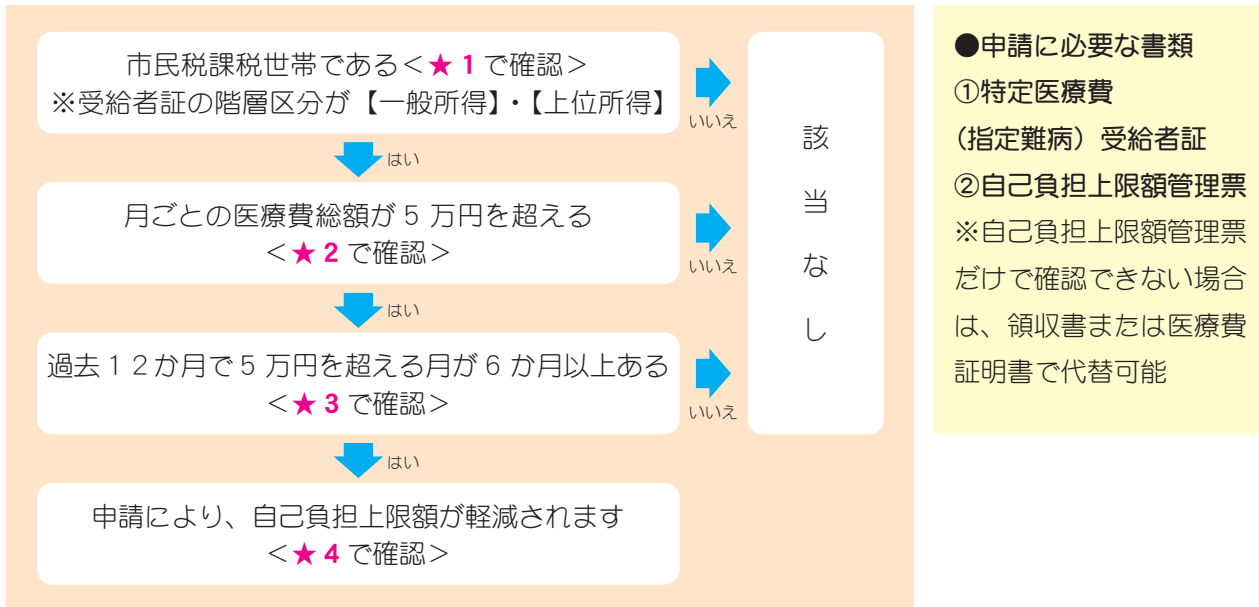
（領収書がない場合は、医療機関が記載した「医療費証明書」が必要です。）

●「高額かつ長期」の申請について

高額な医療が長期的に継続する方のうち、所得の階層区分において「一般所得・上位所得」の方の自己負担上限額が軽減される制度です。

●申請要件

申請月以前の12か月以内に、指定難病にかかる特定医療費の月ごとの医療費総額が5万円を超える月が6回以上ある場合



★1 今お持ちの受給者証で階層区分を確認

特定医療費（指定難病）受給者証									
公費負担者番号	5	4	4	4	6	0	*	*	
受給者番号	*	*	*	*	*	*	*	*	
受給者	住所	大分市****							
	氏名	*****							
	生年月日	昭和○年△月△日				性別			
	保険者	*****							
	記号・番号	*****				適用区分			
病名	病名1	*****							
	病名2								
	病名3								
	病名4								
有効期間	令和○年○月○日～令和○年12月31日								
階層区分	一般所得I(一般)		自己負担上限額		月額10,000円				
	大分県知事								
交付年月日	令和○年○月○日								

ここで確認！

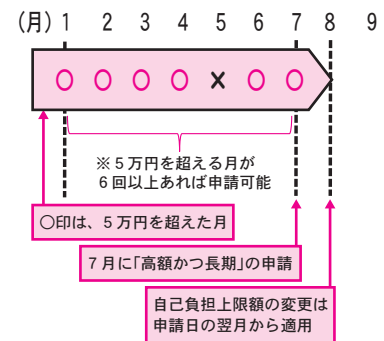
ここで確認！

★2 自己負担上限額管理票で月の医療費総額を確認

令和6年8月分 自己負担上限額管理票			
月額自己負担上限額 10,000 円			
下記のとおり月額自己負担上限額に達しました。			
日付	医療機関等の名称	確認印	
3日	〇〇薬局		
日付	医療機関等の名称	自己負担額 医療費総額	自己負担額 医療費総額
3日	〇〇病院	6,000 30,000	6,000 30,000
3日	〇〇薬局	4,000 10,000	10,000 40,000
15日	〇〇病院	35,000 75,000	75,000 75,000

診療月の最終日の右下(医療費総額累積)で確認!! この例では医療費総額は75,000円で50,000円を超えているため該当。

★3 過去12か月で5万円を超える月が6回以上あるかの確認



★4 自己負担上限額を確認

階層区分	自己負担上限額(原則)	
	一般	高額かつ長期
生活保護	0	0
低所得I	2,500	2,500
低所得II	5,000	5,000
一般所得I	10,000	5,000
一般所得II	20,000	10,000
上位所得	30,000	20,000

「高額かつ長期」に認定された場合は「高額かつ長期」の区分の自己負担上限額になります。

●認定期間

- 申請により「高額かつ長期」に認定された場合、受給者証の有効期間内に限り有効です。
- 有効期間以降も希望する場合は、更新手続き時に再度申請する必要があります。
- 自己負担上限額の変更は、申請日の翌月から適用されます。

医療費の公費負担

Ⅱ 障害福祉サービス

1 障害者総合支援法によるサービス（問い合わせ先：大分市障害福祉課 TEL 537-5658）

平成 25 年度より障害者総合支援法により、障がいの範囲に難病等が加わりました。

身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要とする障害福祉サービスを受けるための申請ができます。
詳しくはお問い合わせください。

● 対象となる難病の範囲

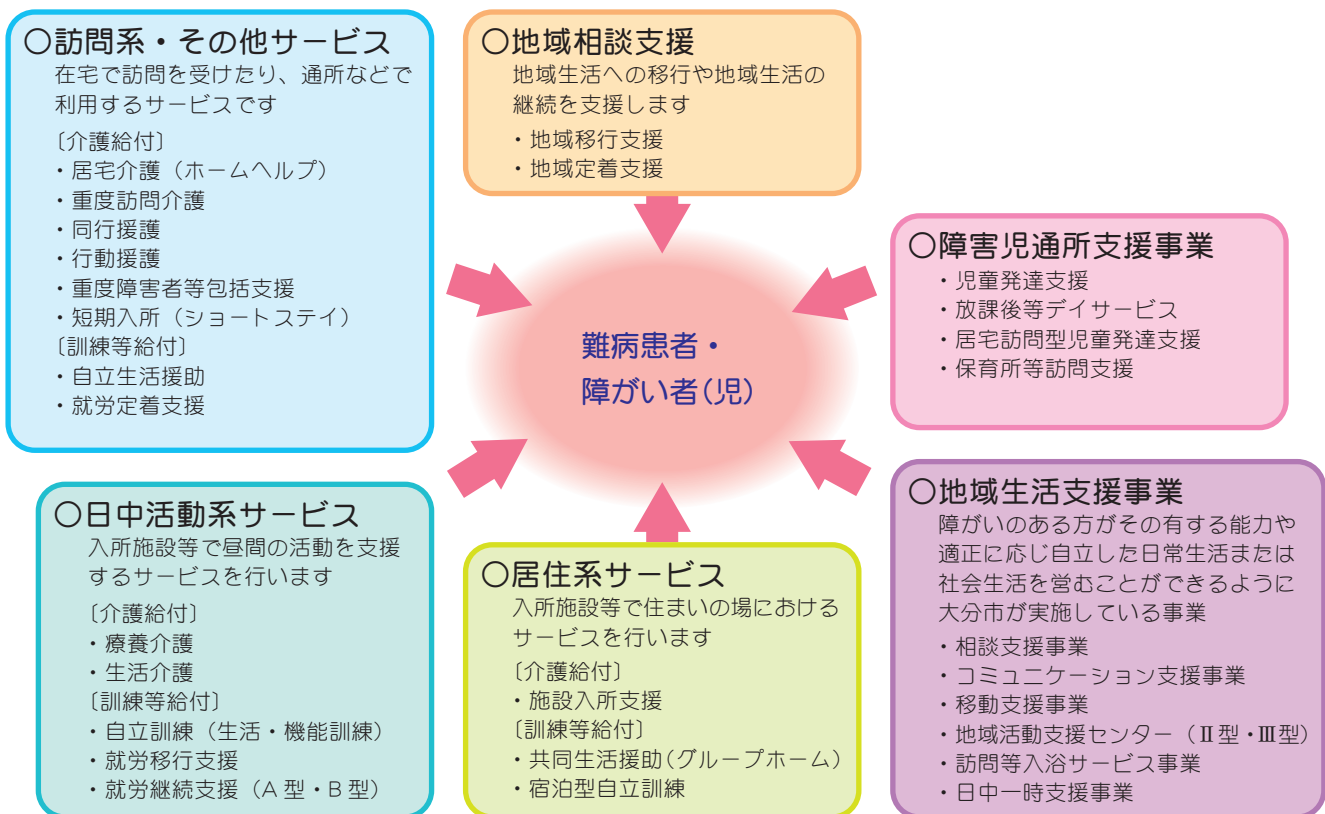
指定難病 348 疾患はすべて対象（※指定難病 P.4～P.7 参照）

* 受給者証をお持ちでない方は、医師の診断書で申請できます。

● 申請先

大分市役所 本庁舎 1 階 障害福祉課 TEL 537-5658

● 障害福祉サービスの種類



● 障害福祉サービスの内容

訪問系・その他サービス

居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	自宅で家事や介護など日常生活の支援を行います。
重 度 訪 問 介 護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時に移動支援を行います。
同 行 援 護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報提供（代読・代筆含む）、移動の援護などの外出支援を行います。
行 動 援 護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
短 期 入 所 (ショートステイ)	家族などの介護者の理由（疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等）により、施設に短期間、入所することができます。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な人の中でも、その必要性が非常に高いと認められた方には、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。
自 立 生 活 援 助	定期的な訪問や障がいのある方から相談・要請があった際に、助言や医療機関等との連絡調整等必要な支援を行います。
就 労 定 着 支 援	就労移行支援等を利用し一般就労後 6 月を経過した人に対し、引き続き就労の継続を図るため一定の期間にわたり事業所・家族との連絡調整等の支援をします。

日中活動系サービス

療 養 介 護	医療の必要な障がいのある方で常に看護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助をします。
生 活 介 護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自 立 訓 練 (生活・機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体の機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
就 労 移 行 支 援	一般就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。
就 労 継 続 支 援 (A 型・B 型)	一般就労が困難な人に、就労や生産活動などの機会を提供するとともに、知識や能力向上のための訓練をします。

居住系サービス

施 設 入 所 支 援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
共 同 生 活 援 助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。
宿 泊 型 自 立 訓 練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、居宅などを利用してもらい日常生活能力向上のための支援や相談などを行います。

障害福祉サービス

地域相談支援

地 域 移 行 支 援	障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方など地域における生活に移行するために重点的な支援を必要としている方に対して、住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談やその他必要な支援を行います。
地 域 定 着 支 援	居宅において単身等で生活する障がいのある方に対して、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他必要な支援を行います。

障害福祉サービス

障害児通所支援事業

児 童 発 達 支 援	就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	就学している児童に対して放課後又は学校の休業日に施設に通わせ、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などの必要な支援を行います。
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所等を訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援等を行います。

地域生活支援事業

相 談 支 援 事 業	障がいのある方やその家族などの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
意 思 疎 通 支 援 事 業	聴覚や視覚等の障がいにより意思疎通に支障がある方について、手話通訳や要約筆記、盲ろう者通訳介助を実施する者の派遣などを行います。
日常生活用具給付事業	重度障がいのある方等に、自立生活支援用具等日常生活用具購入費の給付を行います。
移 動 支 援 事 業	屋外での移動に困難な障がいがある方について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある方に対して、創作活動や生産活動の提供、社会との交流促進などの便宜を図ります。
訪問等入浴サービス事業	居宅における入浴が困難な障がい者に対して、居宅又は施設で入浴のサービスを行います。
日 中 一 時 支 援 事 業	自宅で介護を行う方が病気などで一時的に支援が必要になった場合に、施設において、日中の預かりサービスを行います。

種 目		障 害 及 び 程 度		耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特 殊 寝 台	①下肢又は体幹機能障害 2 級以上又は体幹機能障害 2 級以上の者 ②難病患者等（※1）であって、寝たきりの状態のものであり、かつ、市長が必要と認めるもの（※4）		8 年	154,000
	特 殊 マ ッ ト	①下肢又は体幹機能障害 1 級（18 歳未満にあつては、2 級以上）又は体幹機能障害 1 級（18 歳未満にあつては、2 級以上）の者 ②療育手帳における障害の程度が A1 又は A2 の者 ③難病患者等（※1）であって、寝たきりの状態のものであり、かつ、市長が必要と認めるもの（※4）	原則として 3 歳以上	5 年	19,600
	特 殊 尿 器	①下肢又は体幹機能障害 1 級又は体幹機能障害 1 級の者 ②難病患者等（※1）であって、自力で排尿できないものであり、かつ、市長が必要と認めるもの（※4）	原則として 学齢児以上	5 年	67,000
	入 浴 担 架	下肢機能障害 2 級以上又は体幹機能障害 2 級以上の者	原則として 3 歳以上	5 年	82,400
	体 位 変 換 器	①下肢機能障害 2 級以上又は体幹機能障害 2 級以上の者 ②難病患者等（※1）であって、寝たきりの状態のものであり、かつ、市長が必要と認めるもの（※4）	原則として 学齢児以上	5 年	15,000
	移 動 用 リ フ ト	①下肢機能障害 2 級以上又は体幹機能障害 2 級以上の者 ②難病患者等（※1）であって、下肢機能又は体幹機能に障害があり、かつ、市長が必要と認めるもの（※4）	原則として 3 歳以上	4 年	159,000
	訓練いす(児のみ)	下肢機能障害 2 級以上又は体幹機能障害 2 級以上の障害児	原則として 3 歳以上	5 年	33,100
	訓 練 用 ベ ッ ト	①下肢機能障害 2 級以上又は体幹機能障害 2 級以上の障害児 ②難病患者等（※1）であって、下肢機能又は体幹機能に障害があり、かつ、市長が必要と認めるもの（※4）	原則として 学齢児以上	8 年	159,200
自立生活支援用具	入 浴 補 助 用 具	①下肢機能障害又は体幹機能障害がある者 ②難病患者等（※1）であって、入浴に介助を要するものであり、かつ、市長が必要と認めるもの（※4）	原則として 3 歳以上	8 年	90,000
	便 器	①下肢機能障害 2 級以上又は体幹機能障害 2 級以上の者 ②難病患者等（※1）であって、常時介護を要するものであり、かつ、市長が必要と認めるもの（※4）	原則として 学齢児以上	8 年	9,850
	頭 部 保 護 帽	①平衡機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害がある者 ②療育手帳における障害の程度が A1 又は A2 の者であって、癲癇の発作により頻繁に転倒するもの		3 年	※2
	T 字 状 ・ 棒 状 の つ え	①平衡機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害がある者 ②難病患者等（※1）であって、下肢が不自由なものであり、かつ、市長が必要と認めるもの（※4）		4 年	3,000
	移 動 ・ 移 乗 支 援 用 具	①平衡機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害がある者 ②難病患者等（※1）であって、下肢が不自由なものであり、かつ、市長が必要と認めるもの（※4）		8 年	60,000
	特 殊 便 器	①上肢機能障害 2 級以上の者 ②療育手帳における障害の程度が A1 又は A2 の者 ③難病患者等（※1）であって、上肢機能に障害があり、かつ、市長が必要と認めるもの（※4）	原則として 学齢児以上	8 年	151,200
	火 災 警 報 機	①身体障害者手帳における障害等級が 2 級以上又は療育手帳における障害の程度が A1 若しくは A2 の者 ②火災発生の感知及び火災発生時の避難が困難な難病患者等（※1）	※4	8 年	15,500
	自 動 消 火 器	①身体障害者手帳における障害等級が 2 級以上又は療育手帳における障害の程度が A1 若しくは A2 の者 ②火災発生の感知及び火災発生時の避難が困難な難病患者等（※1）	※4	8 年	28,700
	電 磁 調 理 器	①視覚障害 2 級以上の者（視覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。） ②療育手帳における障害の程度が A1 又は A2 の者	原則として 18 歳以上	6 年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上の者	原則として 学齢児以上	10 年	7,000
	聴覚障害者屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上の者		10 年	87,400

種 目		障 害 及 び 程 度		耐用 年数	基準額
在宅療養等支援用具	透 析 液 加 湿 器	腎臓機能障害 3 級以上の者であって、 自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行うもの	原則として 3 歳以上	5 年	51,500
	ネ ブ ラ イ ザ ー (吸 入 器)	①呼吸器機能障害 3 級以上の者 ②①と同程度の身体障害者であって、市長が必要と認めるもの ③難病患者等(※1)であって、呼吸器機能に障害があり、(※4) かつ、市長が必要と認めるもの(※4)	原則として 学齢児以上	5 年	36,000
	電気式たん吸引器	①呼吸器機能障害 3 級以上の者 ②①と同程度の身体障害者であって、市長が必要と認めるもの ③難病患者等(※1)であって、呼吸器機能に障害があり、(※4) かつ、市長が必要と認めるもの(※4)	原則として 学齢児以上	5 年	56,400 (気管切開等により自動吸引システム(24 時間持続)の 吸引器が必要 と認められる ものにおいて は 120,000)
	動 脈 血 中 酸 素 飽 和 度 測 定 器 (パルスオキシ メーター)	①呼吸器又は心臓機能障害 3 級以上又は心臓機能障害 3 級 以上の者であって人工呼吸器の装着が必要なもの、気管カ ニューレ等の装着を行っているもの又は酸素吸入を行っ ているもので市長が必要と認めるもの ②難病患者等(※1)であって、人工呼吸器の装着が必要な もの、気管カニューレ等の装着を行っているもの又は酸素 吸入を行っているもので市長が必要と認めるもの	※4	5 年	100,000
	酸素ポンプ運搬車	身体障害者手帳を所持しているもので在宅酸素療法を行う もの		10年	17,000
	視覚障害者用体温計 (音 声 式)	視覚障害 2 級以上の者(視覚障害のある者のみの世帯及び これに準ずる世帯に属する者に限る)	原則として 学齢児以上	5 年	9,000
	視覚障害者用体重計	視覚障害 2 級以上の者(視覚障害のある者のみの世帯及び これに準ずる世帯に属する者に限る)	原則として 学齢児以上	5 年	18,000
	視覚障害者用血圧計	視覚障害 2 級以上	原則として 18 歳以上	5 年	12,000
	カ フ 圧 調 整 器	①身体障害者手帳を所持している者で気管カニューレを装 着しているもののうち、市長が当該用具の装用効果があ り必要と認めるもの ③難病患者等(※1)で気管カニューレを装着しているもの のうち、市長が当該用具の装用効果があり必要と認める もの	原則として 学齢児以上 ※4	5 年	36,000

● 日常生活用具

種 目		障 害 及 び 程 度		耐用年数	基準額
情報意思疎通支援用具	携 帯 用 会 話 補 助 装 置	①音声機能又は言語機能障害者はある者 ②肢体不自由で機能障害がある者であって、発声又は発語に著しい障害をあるもの	原則として 学齢児以上	5 年	98,800
	情報・通信支援用具	視覚障害 2 級以上又は上肢機能障害 2 級以上の者であって 周辺機器又は支援ソフトを使用しなければ、パソコンの利用が困難なもの	原則として 学齢児以上	5 年	100,000
	点字ディスプレイ	視覚障害 2 級以上の者又は聴覚障害及び聴覚障害の重複障害ある者で、視覚障害と聴覚障害で認定された障害等級が 2 級以上のもの		6 年	383,500
	点 字 器	視覚障害がある者		5 年	10,400
	点 字 タ イ プ ラ イ タ ー	視覚障害 2 級以上の者（原則として就労若しくは就学しており、又は就労が見込まれる者に限る）		5 年	63,100
	視 覚 障 害 者 用 ポータブルレコーダ	視覚障害 2 級以上の者	原則として 学齢児以上	6 年	85,000
	視覚障害者用活字等 文字読み上げ装置	視覚障害 2 級以上の者	原則として 学齢児以上	6 年	99,800
	視 覚 障 害 者 用 読 書 器	視覚障害がある者であって、当該装置により文字等を読むことが可能となるもの	原則として 学齢児以上	8 年	198,000
	視覚障害者用時計	視覚障害 2 級以上の者	原則として 学齢児以上	10 年	13,300
	視 覚 障 害 者 用 地デジ対応ラジオ	視覚障害 2 級以上の者	原則として 学齢児以上	6 年	29,000
	聴 覚 障 害 者 用 通 信 装 置	聴覚障害又は発生若しくは発語に係る著しい障害がある者であって、当該装置によりコミュニケーション又は緊急連絡等が可能となるもの	原則として 学齢児以上	5 年	71,000
	聴 覚 障 害 者 用 情報受信装置	聴覚障害がある者であって、当該装置によりテレビの視聴が可能になるもの		6 年	88,900
	人 工 喉 頭	音声機能障害又は言語機能障害がある者であって、咽頭摘出をしているもの		5 年	71,000
	視 覚 障 害 者 用 ワードプロセッサ （ 共 同 利 用 ）	視覚障害がある者	原則として 学齢児以上		1,030,000
	点 字 図 書	視覚障害がある者			
	人工内耳用体外機 （スピーチ プロセッサ）	聴覚障害者がある者であって、現に装用している体外機（スピーチプロセッサ）が装用後 5 年間を経過しているもの （医療保険、動産保険等の他制度で助成を受けることのできる者を除く）		5 年	1,000,000
	人工内耳用電池	聴覚障害があるもの者であって、人工内耳を装用しているもの		1 月	2,000
人 工 鼻 （埋込型用人工鼻）	音声機能障害又は言語機能障害がある者であって、咽頭摘出をしているもの（常時埋込型用人工鼻を使用する者に限り、医療保険等の他制度で助成を受けることのできる者を除く）		1 月	23,100	
暗所視支援眼鏡	①視覚障害がある者であって、市長が当該用具の装用効果があり必要と認めるもの ②難病患者等（※1）であって、市長が当該用具の装用効果があり必要と認めるもの	※4	8 年	395,000	

種 目		障 害 及 び 程 度	耐用 年数	基準額
排泄 管理 支援 用具	ストーマ用装具 (消化器系、尿 路系、消化器・ 尿路系) (洗腸用具を含む)	ぼうこう機能障害、直腸機能障害又は小腸機能障害がある 者であって、ストーマ造設しているもの（一時的に造設し ている者を除く）	1 月	※3
	紙 お む つ 等	自力での排泄又は介助による定時排泄が困難な者で、いずれ かの要件を満たし、かつ、市長が必要と認めるもの (ア) 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害 による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害が あるもの (イ) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便 機能障害があること (ウ) 脳原性運動機能障害（出生からおおむね 3 歳未満で発 症した非進行性の脳病変による）により、排尿または 排便の意思表示が困難であること (エ) 療育手帳における障害の程度が A1 又は A2 であること (オ) 両上肢機能全廃 1 級、かつ、両下肢機能全廃 1 級、又 は体幹機能障害 1 級であること	原則として 3 歳以上 ※ 4 1 月	12,000
	収 尿 路	下肢機能障害、体幹機能障害又はぼうこう機能障害がある 者であって、高度の排尿機能障害があるもの	6 月	8,500
住宅 改修 費	居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具 ※5	①下肢機能障害 3 級以上又は体幹機能障害 3 級以上の者 ②乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障害 3 級 以上の者 ③下肢機能障害又は体幹機能障害がある者であって、肢体 不自由のみで認定された障害等級が 2 級以上のもの ④難病患者（※ 1）であって、下肢機能又は体幹機能に障害 があり、かつ、市長が必要と認めるもの（※ 4）	原則として 学齢児以上	200,000

※ 1 難病患者等

当該者の障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行第 1 条に規定する特殊
の疾病に起因する者

※ 2 頭部保護帽

- A. スポンジ及び革を主材料に製作 15,200
B. スポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作 36,750

※ 3 ストーマ用装具

- ◎消化器系 9,500
◎尿路系 12,500
◎消化器・尿路系 22,000

※ 4 意見書が必要でず

※ 5 居宅生活動作補助用具 次の①から⑥までに掲げる用具

- ①手すり
②床等の段差を解消するために必要となるもの
③滑り止め及び移動円滑化等のために必要となる床、通路面等の材料
④引き戸等
⑤洋式便器等
⑥①から⑤までに掲げる用具の設置等をする上で必要となるもの

● 居宅生活動作補助用具の給付（住宅改修費）

在宅の心身障がい者（児）のための改修工事（用具の購入を含む）の一部を補助します。

対 象 者	①下肢・体幹機能障害を有し、障害等級 1～3 級の人 ②乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する人 障害等級 1～3 級の人（移動機能障害に限る） ③肢体不自由のみの総合等級 2 級以上でかつ、下肢・体幹機能障害を有する人 ④難病患者等で下肢又は体幹機能に障害を有する人 ※ただし、児童については学齢期以上の身体障がい児で、上記に該当するもの
住宅改修場所	①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替 ⑤洋式便器等への便器の取替 ⑥上記①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる工事

●大分市医療的ケア児・者非常用発電装置等整備事業

在宅で医療的ケアが必要な方に対して、災害時にも必要となる電源を確保するため、非常用発電装置等の購入費にかかる補助金を交付します。

対 象 者	以下の 1～3 をすべて満たす方 1 <u>大分市の住民基本台帳に登録がある方</u> （医療機関等に入院中、障害者支援施設等に入所中の方は対象外） 2 <u>下記の①～⑥の医療的ケアのうち、いずれかを要する子ども及び成人</u> ①人工呼吸器の使用（NPPV、ネイザルハイフロー、パーカッションベンチレーター、 排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む） ②酸素療法 ③経管栄養（持続経管注入ポンプ使用のみ） ④中心静脈カテーテル（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など） ⑤上記以外の注射管理（持続皮下注射ポンプ使用のみ） ⑥自宅における継続した透析（在宅血液透析や腹膜透析） 3 <u>災害時に一人で避難することが困難で、避難行動要支援者名簿に記載 され、「大分市避難行動要支援者個別避難計画（個別計画）」を作成中 または作成済の方</u>
対象用具	1. 発電機 2. ポータブル電源 3. カーインバーター のいずれか
補助金の額	120,000 円（上限額）
利用者負担	なし（上限額を超える分は自己負担）
提出書類	・大分市医療的ケア児者非常用発電装置等整備事業費補助金交付申請書 ・大分市避難行動要支援者個別避難計画（個別計画）（福祉保健課の受付印があるもの） ・医療的ケアを確認できる資料（医師の指示書の写し等）（事前にご相談ください） ・購入する用品の見積書および用品の種類が分かる資料 ・誓約書

2 身体に障がいのある方へのサービス（問い合わせ先：大分市障害福祉課 TEL537-5786）

（1）身体障害者手帳の申請

障 害 区 分 （本人状態）	・視覚障害 ・平衡機能障害 ・肢体不自由 ・内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓等） ・聴覚障害 ・音声・言語・そしゃく機能障害
必要な書類等	①申請書 ②所定の診断書（指定医の作成したもの） ③顔写真（4 cm × 3 cm縦長） 1 枚（ポラロイドは不可） ④マイナンバーがわかるもの ⑤来所者の身元確認ができるもの（免許証等）
申 請 先	市役所障害福祉課、各支所、東部・西部保健福祉センター 各連絡所（今市除く）

* 全ての難病の患者さんに適応となるわけではありませんので、主治医と相談の上、申請してください。

（2）手当と年金

●特別障害者手当（国の制度）

最重度の心身障がいがある人に支給される手当です。（手帳所持有無問わず）

対 象 者	20 歳以上の人で、著しく重度の心身障がい等があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする障がいのある人
手当月額	29,590 円（令和7年4月1日現在）

* 手当額は国の基準により各年度で改正があります。

●障害児福祉手当（国の制度）

最重度の心身障がいがある人に支給される手当です。（手帳所持有無問わず）

対 象 者	20 歳未満の人で、重度の心身障がい等があり、日常生活において常時の介護を必要とする障がいのある人
手当月額	16,100 円（令和7年4月1日現在）

* 手当額は国の基準により各年度で改正があります。

●大分市障害者福祉手当（市の制度）

上記の対象にならない人で、在宅生活かつ本人が市民税非課税の方

対 象 者	市内に住所を有する障がいのある人		
手当月額	障害総合等級	18 歳以上	18 歳未満
	1・2 級	1,200 円	1,600 円
	3・4 級	800 円	1,300 円
	5・6 級	500 円	1,000 円

●特別児童扶養手当（国の制度）（手帳所持有無問わず）

20 歳未満の障がいがある人を監護している父母または養育者に支給される手当です。

●児童扶養手当（国の制度）

父または母と生計を同じくしていない児童、父または母が政令に定める障がいの状態にある家庭の児童を監護・養育する人に支給される手当です。

お問い合わせは、大分市子育て支援課（TEL537-5793）になります。

●心身障害者扶養共済制度

障がいのある人を扶養している保護者が加入し、保護者に万一（死亡または重度障がい）のことがあったときに、障がいのある人に対して終身一定額の年金が支給されます。任意加入の制度です。

支給条件等詳しくは障害福祉課へ直接お問い合わせください。（TEL537-5786）

●障害基礎年金

①～③の条件すべてに該当する人が受給できます。

①障がいの原因となった病気やけがの初診日（初めて医師等の診療を受けた日）が次のいずれかの間にあること

- ・国民年金加入期間
 - ・20 歳前または日本国内に住んでいる 60 歳以上 65 歳未満の人で年金制度に加入していない期間
- ※老齢基礎年金を繰り上げて受給している人を除きます。

②障がいの状態が、障害認定日（初診日から 1 年 6 ヶ月を経過した日、もしくは 1 年 6 ヶ月以内に症状が固定した日）、または、20 歳に達したときに、国民年金法施行令で定める 1 級または 2 級に該当していること

※身体障害者手帳および精神障害者保健福祉手帳の 1 級・2 級とは基準が異なります。

③初診日の前日に、初診日がある月の 2 ヶ月前までの被保険者期間で、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が 3 分の 2 以上あること

（初診日が令和 8 年 4 月 1 日前までにあり、65 歳未満である場合は、初診日の前日において、初診日がある月の 2 ヶ月前までの直近 1 年間に保険料の未納期間がないこと）

※20 歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付条件は不要です。

※障害認定日に障がいの程度が軽い場合でも、その後、障がいが重くなり、国民年金法施行令で定める 1 級または 2 級に該当する状態になった時は、65 歳に達する日の前日（誕生日の前々日）までに請求すれば受給できます。

相談窓口

初診日に、①に該当する人（ただし、第 3 号被保険者*を除く）	大分年金事務所 （P.48 参照） 大分市国民年金室 （TEL537-5617）
初診日に、厚生年金の被保険者であった人や第 3 号被保険者	大分年金事務所 （P.48 参照）
初診日に、共済組合の組合員であった人	各共済組合

※第 3 号被保険者とは…厚生年金・共済組合の加入者である第 2 号被保険者に扶養されている配偶者のことです。

(3) 医療費の助成

障がいがある人が、ひと月の同一医療機関等で支払った 1,000 円以上の医療費の自己負担分（健康保険診療分）を助成します。

* 本制度が受給できるのは、障害者医療証の交付を受けた方のみです。

●障害者医療証の交付申請について

対 象 者	大分市内に住民登録があり 身体障害者手帳 1 級～3 級をお持ちの方（所得制限あり） ※ただし、生活保護受給中の方またはひとり親家庭等医療費助成を受給中の児童は対象となりません。
必 要 な 書 類 等	①身体障害者手帳 ②預金通帳（本人名義） ③加入中の健康保険の情報が分かるもの ④マイナンバーが分かるもの ⑤代理人の身分証
受 付 場 所	市役所障害福祉課、各支所、東部・西部保健福祉センター 各連絡所（今市除く）

●医療費助成金の支給申請について

申 請 方 法	①医療機関で受診・支払の際に医療証を提示 ②原則、受診月（支払月）の 3 カ月後の 25 日に助成金の振込 ※ただし、県外の医療機関や鍼灸院等の受診については、申請書の提出による手続きが必要となります。
必 要 な 書 類 等	(1) 障害者医療証（医療機関に提示） ※申請書を提出する場合は、手続き時に障害者医療費助成金支給申請書、障害者医療証、加入中の健康保険の情報が分かるものが必要となります。
受 付 場 所	（申請書提出の場合） 市役所障害福祉課 各支所 西部・東部保健福祉センター 各連絡所（今市除く）
注 意 事 項	・ 申請期間は受診の翌月から 1 年以内です 【例】（令和 7 年 4 月診療分は令和 8 年 4 月末まで） ・ 「高額療養費」や「付加給付金」などを除いた金額を助成します ・ 次の内容は助成対象外です（入院時食事療養費、健康診断、予防接種、文書料、ベッドの差額代等）

(4) 補装具の購入および修理

日常生活における不自由さを補うために購入（修理）する補装具の費用を助成します。

日常的・長期的に使用する補装具が対象です。

購入（作製）前のみの事前申請受付となります。

※手帳交付を受けていない難病患者の方々についても一部が給付対象となりました。

補装具一覧

障がいの種類	視覚	聴覚	肢体 不自由	心臓 呼吸器	介護 保険	児童 のみ	県 判定
視覚障害者安全つえ（白杖など）	○						
義眼	○						
眼鏡	○						
補聴器 / 人工内耳（一部の修理のみ）		○					*
車いす			○	○	*		*
電動車いす			○	○	*		*
歩行器			○	○	*		
歩行補助つえ 松葉つえ □フストランド・クラッチ 多点つえ プラットフォームつえ			○	○	*		
義肢（義足・義手）			○				*
装具（下肢、靴型、体幹、上肢）			○				*
姿勢保持装置			○				*
座位保持いす			○			*	
起立保持具			○			*	
排便補助具			○			*	
頭部保持具			○			*	
重度障害者意思伝達装置			○※1				*

※1 重度の両上下肢及び音声・言語機能障がい者が対象

〈対象者について〉

*「介護保険」について

65 歳以上（特定疾病の方は 40 歳以上）の方は介護保険〈レンタル〉の対象となります。

ただし、オーダーメイドが必要な方はご相談ください。

*「児童のみ」について

18 歳未満の児童のみ給付対象となります。

*「県判定」について

18 歳以上の場合、身体障害者更生相談所（県）での交付判定となります。

・書類判定の場合は、指定の専門医師の意見書（所定の様式）が必要です。

・来所判定の場合は、身体障害者更生相談所での判定となります。

平成 25 年 4 月 1 日より身体障害者手帳の交付を受けていない難病患者の方々についても一部補装具が給付対象となりました。詳しくは障害福祉課までお問合せください。

(5) 住宅設備改造費の補助

在宅の心身障がい者（児）のために住宅設備を改造する場合、その費用一部を補助します。

障がい要件など詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。

●タクシー券の給付

大分市に住所を有する重度心身障がい者（児）に、タクシー利用券を交付します。

●自動車（改造費・免許取得費）の補助

・自動車改造費の補助

身体障害者手帳を所持している人が自ら所有し運転する自動車の操行措置等を改造する必要がある場合、その費用の一部を補助します。

・自動車運転免許取得補助 / 自動車運転免許取得補講料補助

身体障害者手帳を所持している人が運転免許を取得するとき、その費用の一部を補助します。

●食の自立支援事業

調理をすることが困難な障がい者世帯で食の確保が困難な方や、腎臓食などの栄養管理を必要とする方を対象に、栄養バランスが取れた食事を定期的に自宅に配食するとともに、配食の際に安否確認を行うことにより、障がい者の充実した在宅生活を支援します。

対象者：次の①～③のすべてに該当する人

- ①身体障害者手帳 1・2 級
- ②65 歳未満の人
- ③ひとり暮らしの人、またはそれに準ずる人

●在宅重度身体障害者緊急通報サービス

ひとり暮らし等の重度身体障がい者は、緊急通報システムサービスを受けることができます。

対象者：次の①～③のすべてに該当する人

- ①身体障害者手帳 1・2 級
- ②65 歳未満の人
- ③ひとり暮らしの人、またはそれに準ずる人

●手話関係

・手話通訳者・要約筆記者奉仕員の派遣

聴覚障がい者または大会・講演会等で、手話通訳者・要約筆記者奉仕員を必要とする場合に派遣します。

・盲ろう者通訳介助員の派遣

視覚および聴覚に障がいがある方に通訳補助員を派遣します。

●点字関係

・点字文庫

盲人の方のお求めに応じて、点字図書の貸出やプライベートサービス（代読・代筆・辞書引き等）をします。

●減免制度・割引等

・所得税・個人住民税の控除

身体障害者手帳の交付を受けると、税の控除が受けられます。

・NHK 放送受信料の減免（全額控除・半額控除）

・自動車税（種別割）・（環境性能割）、軽自動車税（種別割）・（環境性能割）の減免

身体障害者手帳の交付を受けている方で、一定の要件を満たす場合に申請により、自動車税・軽自動車税および自動車取得税の減免を受けることができます。

・有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳を所持している方が有料道路を利用するとき、通行料金が半額になります。

・市営の公共施設の使用料の減免

障がいのある人が文化活動やスポーツ活動をおこなうため、市営の公共施設を使用する場合、使用料等が減免されます。

・その他（交通機関等）の割引

JR 旅客運賃・バス運賃・航空運賃・船舶運賃・タクシー運賃の割引

携帯電話基本使用料等料金割引

* 具体的な割引内容や手続方法については各交通機関等にお問い合わせください。

3 指定ごみ袋の交付について（問い合わせ先：大分市ごみ減量推進課 TEL537-5703）

家庭ごみ有料化制度の負担軽減措置として、常時紙おむつやストーマ用装具を使用している方、腹膜透析を実施している方など、ごみの減量が困難な方を対象に減免制度を設け、指定ごみ袋を交付しています。

対象となるのは、大分市に居住している方で、「在宅の方」に限ります。

（基準日 毎年 11 月 1 日）

対 象 者		申請の可否・必要書類等	交付する指定ごみ袋						
			種類	交付枚数					
紙おむつ・ストーマ・腹膜透析	大分市おむつ等介護用品購入費助成事業による紙おむつ等の購入費の助成を受けている方 大分市家族介護用品支給事業による紙おむつ等の支給を受けている方 【担当課：長寿福祉課】		申請不要	毎年 11 月に翌年 10 月までの 1 年分を交付	小袋 20ℓ	年 1 回 年間最大 100 枚 / 人			
	大分市日常生活用具給付事業のうち排泄管理支援用具（ストーマ用装具、紙おむつ等）の給付を受けている身体障がい者（児）及び知的障がい者（児）の方 【担当課：障害福祉課】								
	医師から常時紙おむつを使用する必要があると診断された方 （上記の長寿福祉課事業に該当しない）		要申請	○本人（対象者）であることを確認できる書類 ○紙おむつ意見書（※医師の証明：初回申請時のみ必要） 次年度以降は、身体障害者手帳その他継続して紙おむつの使用が確認できる書類（購入の領収書等）					
	常時ストーマ用装具を使用する方 （上記の障害福祉課事業に該当しない）							○本人（対象者）であることを確認できる書類 ○診療明細その他ストーマ用装具の使用が確認できる書類（納品書等）	
	常時腹膜透析を実施する方								○本人（対象者）であることを確認できる書類 ○診療明細その他腹膜透析治療に必要な在宅医療用具の使用が確認できる書類（納品書等）
	常時紙おむつを使用している 3 歳未満の、身体障がい児又は知的障がい児を養育する方	身体障害者手帳（1 級又は 2 級に限る）の交付を受けた方で、常時紙おむつ及びストーマ用装具を使用する在宅の方							
療育手帳（A1 又は A2 に限る）の交付を受けた方、その他当該者に準ずる者として市長が認める方で、常時紙おむつ及びストーマ用装具を使用する在宅の方		○療育手帳の写し							

(1) 交付方法・枚数について

市から委託を受けた業者がご自宅に世帯主様あて、指定ごみ袋を配達します。複数の要件に該当する世帯の方は、枚数を合算する場合があります。11 月以降翌年 10 月までの間に新たに対象と決定した方には、規定の枚数を決定の翌月にご自宅に配達します。

(2) 申請が必要な対象者について

必要書類を準備し、大分市役所本庁舎 4 階ごみ減量推進課に申請してください（右の二次元バーコードより電子申請も可能です）。翌月に規定の枚数を配達します。代理の方による申請の場合は、申請書裏面の委任状の記入と代理の方の身分証明書が必要です。申請書はホームページからダウンロードできます。里帰り出産以外で本市の住民登録がない方は、市内居住と確認できる郵便物等をお持ちください。要申請の方で基準日以降も引き続き対象に該当する方は、年 1 回の申請が必要です。



(3) ごみ袋のサイズ変更について

交付する袋の大きさを小さなサイズに変更することが可能です。詳しくは、上記の連絡先までお問い合わせください。

Ⅲ 介護保険サービス

(問い合わせ先：大分市 長寿福祉課 TEL537-5679)

介護保険は「介護や支援が必要となったとき」に介護サービスを提供し、被保険者自身とその家族を支援するしくみです。

また、「できるかぎり介護を要する状態にならないように」という介護予防にも重点を置いています。

● 対象者

- ・ 65 歳以上の人で、介護や支援が必要と認定された人
- ・ 40 歳から 64 歳までの人で、下記の病気により介護や支援が必要と認定された人

特定疾病

40 歳から 64 歳の方は、加齢との関係がある次の 16 疾病が原因で介護や支援が必要と認定された場合、サービスを利用できます。

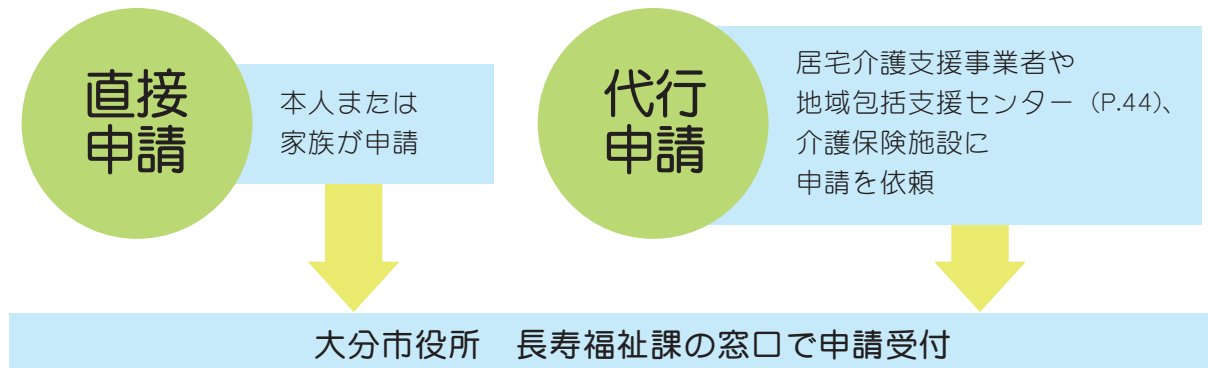
- | | | |
|---|---------------------------------|---------------------------------------|
| ・ がん
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの) | ・ パーキンソン病関連疾患 | ・ 糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症及び
糖尿病性網膜症 |
| ・ 関節リウマチ
(悪性関節リウマチ) | ・ 脊髄小脳変性症 | |
| ・ 筋萎縮性側索硬化症 | ・ 脊柱管狭窄症
(広範脊柱管狭窄症) | ・ 慢性閉塞性肺疾患 |
| ・ 後縦靱帯骨化症 | ・ 早老症
(ウェルナー症候群、
コケイン症候群) | ・ 閉塞性動脈硬化症 |
| ・ 骨折を伴う骨粗しょう症 | ・ 多系統萎縮症 | ・ 両側の膝関節または
股関節に著しい変形を
伴う変形性関節症 |
| ・ 初老期における認知症
(プリオン病等、
認知症状を呈する
指定難病) | ・ 脳血管疾患 | |

※指定難病で対象疾患に該当するものは太字で表示しています。

● 申請の方法

介護サービスを利用するには「要介護認定の申請」をし、認定を受けることが必要です。

認定申請（新規・更新・変更）の手続き



要介護等状態区分	心身の状態の例
事業対象者 要支援 1・2	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、要介護状態になることの予防となるよう何らかの支援を要する状態
要介護 1～5	日常生活上の基本的動作についても、自分で行うことが困難であり、何らかの介護を要する状態
要介護 1	要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態
要介護 2	要介護 1 の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護 3	要介護 2 の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護 4	要介護 3 の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護 5	要介護 4 の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態
自立 (非該当)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態

● サービスの種類と内容

◆ 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

〈介護予防・生活支援サービス事業〉

利用者の心身や生活状況により、サービス内容や利用できる回数が異なります。

【対象者】要支援１・２の人と事業対象者

＊事業対象者とは、基本チェックリストで生活機能の低下が認められた人

訪問型サービス

ホームヘルパー等が訪問し、調理や掃除など自分ではできない日常生活上の支援や、利用者のできることが増えるように支援します。

介護予防ホームヘルプサービス (介護予防訪問介護相当サービス)	ホームヘルパーによる身体介護、生活援助サービス
生活サポートホームヘルプサービス (基準等を緩和したサービス)	ホームヘルパーや一定の研修を受講した従事者による生活援助サービス（身体介護は行わない）

通所型サービス

通所介護施設等で、食事や入浴などの日常生活上の支援や生活機能の維持向上のための機能訓練、体操、レクリエーション等を行います。

介護予防デイサービス (介護予防通所介護相当サービス)	身体機能や生活機能向上のための機能訓練
元気サポートデイサービス (基準等を緩和したサービス)	閉じこもり予防及び参加者同士の交流を図るための運動やレクリエーションサービス

パワーアップ教室

日常生活の自立を目的に、リハビリ専門職、栄養士、歯科衛生士等が、運動・口腔機能の向上や栄養改善のプログラムを３ヶ月間（週１回）実施し、自宅でも続けられるように支援します。

通所型パワーアップ教室	日常生活に支障のある生活行為を改善するために、運動・口腔機能の向上、栄養改善等のプログラムを複合的に実施
訪問型パワーアップ教室	リハビリ専門職による訪問指導（通所型パワーアップ教室利用者のうち、訪問指導が必要な人が対象）

〈一般介護予防事業〉

65歳以上の人を中心に、生きがいづくり・役割づくりを大切にしながら、介護予防の知識を学び、地域の身近な場所で介護予防の活動を継続できるよう支援します。

【対象者】65歳以上すべての人、およびその支援のための活動に関わる人

地域ふれあいサロン

地域の公民館や集会所において、高齢者が集い交流し、仲間づくり、介護予防を目的とした活動の場です。地域のボランティアなどの協力を得ながら運営しています。

主な活動：レクリエーション、体操、茶話会、季節の行事など

●問い合わせは、大分市社会福祉協議会（TEL547-7418）へ

健康づくり運動教室

大分市民健康づくり運動指導者協議会において養成された指導者が、健康づくりのための運動教室を各地区の公民館などで開催しています。はじめての人でも楽しく参加できます。

●問い合わせは、大分市民健康づくり運動指導者協議会（TEL514-3622）へ

介護予防のための健康教室

おおむね65歳以上の市民で構成する5人以上の団体に対して、下記のような出張講話を実施しています。

お口の健康教室 【内容】歯科衛生士によるお口の健康を保つための講話・体操など

食べていきいき教室 【内容】管理栄養士による栄養バランスのとれた食事の講話など

●問い合わせ・申請は、長寿福祉課地域支援担当班（TEL537-5746）へ

介護予防サービス

在宅サービス（訪問を受けて利用する）

介護予防訪問入浴介護	訪問入浴車などで居宅を訪問して、入浴の介助を行います。
★介護予防 訪問リハビリテーション	身体能力の低下を予防し、また回復をはかるため理学療法士・作業療法士などが主治医の指示にもとづいて、リハビリテーションを行います。
★介護予防訪問看護	主治医の指示にもとづいて、看護師などが疾患などを抱えている利用者の居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の支援や診療の援助を行います。
★介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが利用者の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

在宅サービス（通所して利用する）

介護予防 通所リハビリテーション	老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。
---------------------	--

入居して介護を受ける

介護予防 特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している人に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。
介護予防短期入所生活介護 / 介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	自宅で介護をしている人が、病気やけが・冠婚葬祭などによって介護が一時的にできなくなったときなどに、高齢者などが短期間施設へ入所し、身の回りの介護やリハビリなどのサービスを受けられます。

在宅サービス（居宅での暮らしを支える）

※利用・購入・工事の前に、担当の地域包括支援センターまたはケアマネジャーに相談してください。

介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を行います。 ・手すりやスロープ（設置工事を伴わないもの）・歩行器・歩行補助つえ ※・特殊寝台・特殊寝台付属品（マットレスなど）・床ずれ防止用具および体位変換器・車いす・車いす付属品 ・移動用リフト・認知症老人徘徊感知機器・自動排泄処理装置 ※一定の条件に該当する場合は利用できますので事前に担当ケアマネジャーに相談してください。
特定介護予防福祉用具購入	介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具購入費を支給します。同一年度に 10 万円を上限に費用の 7 割額から 9 割額を支給します。
介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修をした際、20 万円を上限に費用の 7 割額から 9 割額を支給します。

地域密着型介護予防サービス

介護予防 小規模多機能型居宅介護	通いを中心に利用者の様態や選択に応じて、訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。
介護予防 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者などが 5～9 人で共同生活を送りながら、スタッフによる介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けられます。
介護予防 認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象にした介護予防通所介護（デイサービス）です。

居宅サービス

在宅サービス（訪問を受けて利用する）

訪問介護 （ホームヘルプサービス）	訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の家庭を訪問して、食事・入浴・排せつの介助や、炊事・掃除・洗濯といった家事など、日常生活の手助けを行います。
訪問入浴介護	要介護者の家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。
★訪問看護	主治医の指示にもとづいて、訪問看護ステーションや病院または診療所の看護師、保健師などが家庭を訪問して、病状を観察したり、床ずれの手当てなどを行います。
★訪問リハビリテーション	通院が困難な人に対して理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション（機能訓練）を行います。
★居宅療養管理指導	通院が困難な人に対して、医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

在宅サービス（通所して利用する）

通所介護 （デイサービス）	通所介護事業所（デイサービスセンター）に通い、日帰りで食事・入浴の提供や、日常生活動作の訓練などが受けられます。
通所リハビリテーション （デイケア）	通所リハビリテーション事業所（老人保健施設など）に通い、日帰りで入浴や食事、日常生活を送るためのリハビリテーションが受けられます。

入居して介護を受ける

短期入所生活介護 / 短期入所療養介護 （ショートステイ）	家庭で療養する人などが、短期間施設に宿泊しながら、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の介護や医学的管理のもとでの看護、機能訓練が受けられます。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどの入居者が日常生活上の介護や機能訓練、療養上の支援が受けられます。

在宅サービス（居宅での暮らしを支える）

※利用・購入・工事の前に、担当のケアマネジャーに相談してください。

福祉用具貸与 家庭で日常生活を営むのに支障のある人などに、車いすや特殊寝台（ベッド）などの必要な福祉用具を貸与します。

★特殊寝台 ★特殊寝台付属品（マットレスなど） ★床ずれ防止用具（エアーマットなど） ★車いす ★車いす付属品
○手すり（設置工事を伴わないもの） ○スロープ（設置工事を伴わないもの） ★移動用リフト ★体位変換器 ○歩行器
○歩行補助つえ ★認知症老人徘徊感知器 □自動排泄処理装置

〔※○は要支援 1 以上、★は原則要介護 2 以上、□は原則要介護 4 以上の人から利用できます。原則以外でも一定の条件に該当すれば、利用できる場合がありますので事前にケアマネジャーに相談してください。〕

特定福祉用具購入費の支給 家庭で日常生活を営むのに支障のある人などが、入浴や排せつ用の福祉用具を県または市から指定された販売事業者で購入した場合、支給限度基準額の範囲内（1 年度につき 10 万円）でその購入費の 7 割から 9 割分を支給（償還払い）します。また、市では、利用者の中でも一時的な経済的負担の困難な人のため、購入時に利用者負担で購入できる「受領委任払い」方式も導入しています。

自動排泄処理装置の交換可能部品 腰掛便座 簡易浴槽 入浴用のいす 入浴台 浴室内のすのこ 浴槽用の手すり
浴室内のいす 浴槽内のすのこ 入浴用介助ベルト 移動用リフトのつり具 排泄予測支援機器
△固定用スロープ △歩行器（歩行車を除く） △三点杖（松葉杖を除く） △多点杖 ※△の福祉用具は、貸与と購入の選択が可能です

住宅改修費の支給 在宅の人などが、床段差を解消したり廊下や階段に手すりをつけるといった小規模の改修を行った場合、支給限度基準額の範囲内（20 万円）でその改修費の 7 割から 9 割分を支給（償還払い）します。また、市では利用者の中でも一時的な経済的負担の困難な人のため、住宅改修時に利用者負担で改修できる「受領委任払い」方式も導入しています。

廊下や階段、浴室やトイレの手すりを設置 段差解消のためのスロープ設置 滑り防止のための床材などの変更
引き戸への扉の取替え 洋式便器などへの取替え など ※工事着工前に「事前の申請」が必要です。

地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の様態や選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせてサービスを提供します。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問による看護サービスを提供します。
地域密着型通所介護	定員 18 人以下の小規模な通所介護（デイサービス）です。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象にした通所介護（デイサービス）です。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症高齢者などが 5～9 人で共同生活を送りながら、介護スタッフによる食事・入浴・排せつなどの日常生活の介助や機能訓練などが受けられます。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所し、食事・入浴・排せつなどの介護を受けたり機能訓練を行います。 ※入所定員が 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）です。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回や通報により利用者の居宅を訪問し、必要に応じて介護と看護の連携したサービスを 24 時間対応で行います。
夜間対応型訪問介護	夜間において、定期的な巡回または通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護等、日常生活上の緊急時の対応を行います。

施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な利用者などが入所し、食事・入浴・排せつなど日常生活の介護、機能訓練などを行います。 ※対象者は原則要介護 3～5 の人。ただし、要介護 1～2 の人でも特例的に入所できる場合もあります。
介護老人保健施設（老人保健施設）	病状が安定し、治療よりはリハビリや介護が必要な利用者などが入所し、在宅復帰を目指して医学的な管理下での介護、機能訓練などを行います。
★介護医療院	長期の療養を必要とする利用者などが入所し、日常的な医学管理や看取り、ターミナルケアなどのサービスと日常生活上の介護を一体的に行います。

★は、特定医療費（指定難病）の支給対象となる介護保険サービスです。受給者証に記載されている疾患についてのみ使用できます。

● 介護保険制度以外で入所できる施設

養護老人ホーム	65 歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な人が入所する施設です。
生活支援ハウス	60 歳以上のひとり暮らしの人、または夫婦のみの世帯に属する人、および家族による援助を受けることが困難な人が利用する施設です。 （ただし、介護保険の認定が要支援 2 もしくは要介護 1～5 または、常時医療管理が必要な人は対象外）
軽費老人ホーム（ケアハウス）	60 歳以上で、身体機能の低下により日常生活を営むことについて不安があると認められ、家族による援助を受けることが困難な人が利用する施設です。

※施設によって入所要件や手続きが異なります。詳細は長寿福祉課へお問い合わせください。

IV 難病の方のサービス

● 療養のための相談

◆ 大分市保健所が行っている支援 (問い合わせ先：大分市保健所 保健予防課 管理担当班 TEL535-7710)

来所・電話相談	来所時や電話にて、保健師が相談に応じます。
家庭訪問	患者宅に保健師が訪問し、患者や家族の療養生活についてアドバイスをしています。
難病患者・家族等相談会	疾患ごとに医師等の講演会や相談会・患者同士の交流会を行います。内容等についての情報提供は、対象の方への個別通知や市報、市のホームページなどで行っています。
ピアケア相談 (委託事業)	NPO 法人大分県難病・疾病団体協議会の訪問相談員が患者宅等に訪問し、相談に応じます。 ※患者会・家族会については P45 をご参照ください。

◆ 大分県難病相談・支援センター

地域で生活する難病患者や家族等の日常生活や療養上の不安に対する相談や支援を行います。

場 所	〒870-0037 大分市東春日町 1-1 NS 大分ビル 2 階 TEL 578-7831 FAX 578-7832
電 話 相 談	月～金（年末年始・祝日を除く）9 時～17 時
面 接 相 談	事前にご連絡ください。
メール 相 談	e メール nanbyo-o@tempo.ocn.ne.jp

◆ 大分県難病医療ネットワーク相談室

難病患者や家族に対しての療養相談や入院、転院先の確保や在宅医療の確保のための連絡調整等を行っています。

場 所	〒879-5593 大分県由布市挾間町医大ヶ丘 1 丁目 1 番地 大分大学医学部附属病院内 TEL 097-579-6707 FAX 097-579-6708
電 話 相 談	月～金（年末年始・祝日を除く）9 時～16 時
面 接 相 談	事前にご連絡ください。
メール 相 談	e メール nw-nanbyo@joy.ocn.ne.jp

● 就労についての相談

◆ 大分公共職業安定所（ハローワーク大分）

ハローワークの障がい者の専門援助窓口に配置されている【ハローワーク大分難病患者就職サポーター】が、難病をお持ちの方の仕事に関するお悩みを一緒に考え、解消できるように支援しています。（予約制）

難病をお持ちの方を雇用している、または雇用を検討している事業主の方の相談もお受けしています。

受 付 時 間	月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15
お 問 い 合 せ	〒870-8555 大分市都町 4-1-20 TEL 538-8609（部門コード 42#） FAX 537-2839

◆ 大分県難病相談・支援センター

大分県難病相談・支援センターでは、月に一度、【ハローワーク大分難病患者就職サポーター】による出張相談日を設けています。

相 談 日 時	予約制にて、基本は第3水曜日 13：30～16：00 * 事前の連絡をお願いします。
場 所	大分県難病相談・支援センター（大分市東春日町 1-1NS 大分ビル 2 階） TEL578-7831

● 在宅人工呼吸器使用患者支援事業（大分県事業）

対 象 大分県内に住所を有する指定難病患者で、かつ、その疾病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める方

実施方法等 診療報酬を超える回数（1日4回目以降）の訪問看護に適用
原則、1週間につき5回まで（年間260回の範囲内）
県から委託を受けた訪問看護ステーション等医療機関が実施
自己負担なし

※詳しくは、使用されている訪問看護ステーションまたは主治医にご相談ください。

● その他、指定難病受給者証をお持ちの方が利用できるサービスについて

◆ 大分あったか・はーと駐車場利用証制度

障がい・高齢・難病等により駐車場の利用に配慮が必要な方に大分県が利用証を交付する制度です。利用証の交付申請が必要です。

◎電子申請

大分県電子申請システムで申請できます。
利用証は郵送にてお送りします。



※申請時には「受給者証」を撮影して写真データを添付してください。

◎窓口申請

1. 即日発行

大分県福祉保健部福祉保健企画課
(県庁舎別館 3 階)

TEL 506-2591

2. 後日郵送

・大分県障害者社会参加推進センター
(大分県総合社会福祉会館 1 階)

TEL 558-8797

・大分市社会福祉協議会
(ホルトホール大分 4 階)

TEL 547-8154

・大分市社会福祉協議会 野津原事務所

TEL 588-1151

・大分市社会福祉協議会 佐賀関事務所

TEL 575-3456



◆ 大分県ヘルプマーク・ヘルプカード

内部障がいや難病など、外見からは障がいのあることが分からなくても援助や配慮を必要としている方々が携帯し、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。

手伝って欲しいことや緊急時の対応等を記載することができます。なお、配布は無料です。

〈配布機関〉

- ・大分市障害福祉課
(大分市役所本庁舎 1 階)
- ・大分市保健予防課 (大分市保健所 2 階)
- ・大分市内の各支所
- ・大分県福祉保健部障害者社会参加推進室
(大分県庁別館 1 階)
- ・大分県障害者社会参加推進センター
(大分市大津町 2 丁目 1 番 41 号)

※ヘルプマークのみ

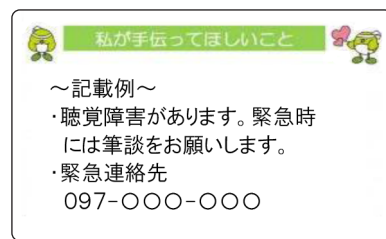
ヘルプマーク



ヘルプカード



カード (おもて面)



カード (うら面)

◆ 携帯電話の基本料金や通話料金等の割引サービス

詳細については各携帯ショップへお問い合わせください。

V 災害時の備え

● わが家の防災マニュアル

(問い合わせ先：大分市防災危機管理課 TEL537-5664)

南海トラフを震源とする地震や津波、近年頻発・激甚化している風水害などをはじめ、本市域内では様々な災害の発生が懸念されております。

本市では、市民の皆様は災害について正しく理解し、事前に備えていただけるよう、「わが家の防災マニュアル」を令和5年1月に新たに改訂し、市内全戸に配布いたしております。

地域の災害リスクや、緊急避難場所、避難の際の留意事項などをわかりやすく1冊にまとめておりますので、ご家族で災害対策について話し合っていたり、地域の防災訓練などで、ご活用いただきますようお願いいたします。



● 避難行動要支援者事業 (問い合わせ先：大分市 福祉保健課 避難行動要支援者対策担当班 TEL585-6022)

災害時に一人で避難することが困難で、何らかの支援を必要とする、要介護者や重度の障がい者などが、災害時に地域の中で必要な支援を受けられるように、避難行動要支援者の名簿を作成しています。

本人の同意を得たうえで、住所や氏名、必要な支援内容などの情報を、平常時から自治委員や民生委員など（避難支援等関係者）に提供し、実効性のある避難支援につなげていくための取り組みを進めています。

＜同意書の送付＞

避難に支援が必要と判断される方に、自身の名簿情報を地域の関係者に提供してもよいか確認するために、市から同意書を随時送付しています。

同意書を受け取られた方は、名簿情報の地域への提供に「同意する」「同意しない」にかかわらず、同封の返信用封筒で福祉保健課へ必ず返送してください。

* 同意により、災害時の避難支援が保証されるものではありません。

* 同意しない場合でも、大規模災害発生時には名簿情報を避難所などに提供する場合があります。

同意書を送付する方

1. 身体障害者手帳第1種を所持する方
2. 療育手帳 A1、A2 を所持する方
3. 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する方
4. 障害福祉サービスのうち「同行援護」「行動援護」の支給決定者の方
5. 障害支援区分 4～6 の認定を受けている障害福祉サービスの支給決定者の方
6. 要介護認定 3～5 を受けている方
7. 「特定医療費（指定難病）受給者証」および「特定疾患医療受給者証」所持者のうち、業務担当課が指定する疾患の方
8. 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のうち重症認定者の方

● 災害用伝言板 & 災害用伝言ダイヤル

地震等の災害発生時に、被災地の方の安否確認のための通話等が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合に提供が開始されるサービスです。

災害用伝言板（web171）

家族等の安全がインターネット上で確認できます。

【ご利用できる環境】

インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォン等でご利用できます。
※一部の機種ではご利用になれません

登録方法

- 1 <https://www.web171.jp> にアクセス
- 2 画面の指示に従って、文字による伝言を登録してください。

【ご利用料金】

安否確認の登録、閲覧等に伴うサービス利用料は無料です。なお、インターネット接続費用やプロバイダー利用料及び、ダイヤルアップ接続の場合は通信料等が別途必要となります。
ご利用方法等を案内しています。

<https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>

※国際電話番号等、入力できない番号があります。
※災害用伝言板（web171）についても体験利用日（P.42）に体験をすることが可能です。

閲覧方法

- 1 <https://www.web171.jp> にアクセス
- 2 画面の指示に従って、文字による伝言の追加登録をしてください。

災害用伝言板（各キャリア別）

携帯電話・スマートフォンのインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・スマートフォンの電話番号をもとにして全国から伝言を確認できます。



NTT ドコモ



ソフトバンク



au KDDI

準備しておくといふこと（もの）

【身のまわりの準備】

- 自宅の耐震診断を受け、家具の固定等必要な耐震対策を講じておきましょう。
- 寝たきりの患者や精密な機械を使用する患者の周辺は、地震でもものが落下したり、転倒してきたりするとけがや機器の故障につながるので、ベッドの周囲は整理整頓しておきましょう。
- 家の中から避難場所までの避難ルートを決めておきましょう。
- 生活用水を確保するため、浴槽等に水を満たしておきましょう。

【医療・医療機器関係】

- 災害時には、かかりつけの医療機関で治療を受けられるかわかりません。医療情報等を記載した手帳を準備しておく、日頃と異なる医療機関でも適切な治療を受けやすくなります。
- 医療機器の操作や簡単な修理はできるようにしておきましょう。
- 家庭で使用する「たん吸引器」、「アンビューバック（手動式人工呼吸器）」などの医療機器の取扱いについて、家族、ヘルパー等、なるべく多くの人に習熟してもらっておきましょう。
- 中断することができない治療薬については、主治医と相談して、常に手元に 1 週間分程度が残るよう、計画的な受診を心がけましょう。
- 人工呼吸器、酸素供給器等を使用するために必要な医療材料を確認し、予備を準備しましょう。
- 医療材料は、必ず安全な場所にまとめて保管しておきましょう。
- 消毒薬（布）は、けが以外に、医療機器の清掃等にも使いますので準備しましょう。
また、精製水も準備しておきましょう。

【その他】

- 自動車は、緊急時の輸送手段になります。常にガソリン残量については注意しておきましょう。ガソリン携行缶（金属製）は、ホームセンター等で販売しています。（備蓄するときは、ポリタンクは危険です。）一般的自動車はコンセント交換アダプターを通じ、また、EV・PHV・HV では車種によっては 100V 電源コンセントが装備され、そのまま使用できるものがあります。
- 停電に備え、暖房・調理器具等については、電気を使用しないものも準備しておきましょう。カセット式コンロが便利です。
- その他の非常持ち出し品（必要最小限）は「非常持ち出し袋」に入れ、いざというときにすぐに持ち出せるようにしておきましょう。
- 災害時の避難に備え、搬送時の留意点をまとめておきましょう。

（大分県 難病患者のための災害時準備ガイドブックより抜粋）



大分県（健康政策・感染症対策課）のホームページからダウンロード可能です。

Ⅵ 連絡先一覧

地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等がお互いの専門性を活かし、地域で暮らす高齢者の皆さんを、介護、福祉、保健、医療などの面から総合的に支援します。

	中学校区	名 称	所 在 地	電 話
1	上野ヶ丘	上野ヶ丘地域包括支援センター	金池町4丁目2番1号 フジタコーポ	097-513-5103
2	碩 田	碩田地域包括支援センター	中島東3丁目1-25 プライムコート中島 104	097-560-0437
3	王 子	王子地域包括支援センター	王子南町9番25号	097-544-1223
4	大分西	大分西地域包括支援センター	東八幡4丁目6組 リバーサイド91 101号	097-576-8282
5	南大分	南大分地域包括支援センター	羽屋4丁目1番68号 キクチテナントビル 103	097-573-6688
6	城南・賀来	城南・賀来地域包括支援センター	荏隈1丁目12番3号	097-545-1030
7	城 東	城東地域包括支援センター	今津留3丁目4番25号	097-558-6285
8	滝 尾	滝尾地域包括支援センター	下郡東1丁目3番15号	097-567-1720
9	明 野	明野地域包括支援センター	明野東1丁目1番1号 あけのアクロスタウン一番街1階	097-529-5705
10	原 川 (明治北小学校区除く)	原川地域包括支援センター	高松1丁目2番2号 R73番館 103	097-547-8201
11	鶴 崎 (別保小学校区除く)	鶴崎地域包括支援センター	北鶴崎2丁目7番7号	097-594-1501
12	大 東 (明治北小学校区含む)	大東地域包括支援センター	大字松岡5461番地1 モンベル安達 103号	097-528-7660
13	東 陽 (別保小学校区含む)	東陽地域包括支援センター	大字常行450番地	097-524-0892
14	大 在	大在地域包括支援センター	大在中央1丁目4番13号B	097-528-9295
15	坂ノ市	坂ノ市地域包括支援センター	坂ノ市南1丁目8番5号	097-592-6686
16	植 田	植田地域包括支援センター	大字上宗方590番地10 日生第3マンション 103号	097-542-7147
17	植田西	植田西地域包括支援センター	富士見が丘東2丁目13番3号	097-576-7573
18	植田南 (寒田小学校区除く)	植田南地域包括支援センター	大字田尻659番地	097-547-7886
19	植田東 (寒田小学校区含む)	植田東地域包括支援センター	大字宮崎1385番地1 コーポ長岡 101	097-568-3310
20	竹中・判田	竹中・判田地域包括支援センター	大字中判田1910番地の6	097-597-4111
21	戸次・吉野	戸次・吉野地域包括支援センター	大字中戸次4577番地3	097-586-7170
22	野津原	野津原地域包括支援センター	大字野津原字久保1505番地1	097-586-4020
23	佐賀関・神崎	佐賀関・神崎地域包括支援センター	大字佐賀関1407番地の27 佐賀関市民センター 1F	097-575-0337

大分県で活動している難病の患者・家族会一覧

令和7年現在

団 体 名	対象疾病等	連 絡 先
一般社団法人 全国膠原病友の会 大分県支部	膠原病	080-6422-5810
よりみちの会	全身性強皮症 皮膚筋炎 / 多発性筋炎	090-5740-3960
大分県腎臓病協議会	腎臓病	097-553-0578 (火曜日・木曜日 10時から 17時まで)
一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会 大分県支部	筋ジストロフィー	097-535-8755 メール oita-nanbyouren@marble.ocn.ne.jp (大分県難病・疾病団体協議会)
一般社団法人 日本 ALS 協会 大分県支部	筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	097-544-4595
大分 IBD 友の会	潰瘍性大腸炎 クローン病	097-523-2352 メール toruibd2020@gmail.com ブログ https://oitaibd.blog.fc2.com/
大分脊髄小脳変性症 多系統萎縮症友の会	脊髄小脳変性症 多系統萎縮症	080-3968-3125 facebook あり
MG の会	重症筋無力症	097-578-7831 (大分県難病相談・支援センター)
MS つくしんぼ	多発性硬化症	090-4210-7635
大分県網膜色素変性症協会 (JRPS 大分)	網膜色素変性症	090-1366-5030 (9時から 19時まで)
一般社団法人 全国パーキンソン病友の会 大分県支部	パーキンソン病	090-5083-7071
アトム会の会大分県支部 (全国 HAM 患者友の会)	HTLV-1 関連脊髄症	097-578-7831 (大分県難病相談・支援センター)
NPO 法人 大分脊柱靱帯骨化症友の会 (大分 OPLL 友の会)	後縦靱帯骨化症 黄色靱帯骨化症 広範脊柱管狭窄症	090-7478-9288
大分ヘモフィリア友の会 (分友会)	血友病	097-535-8755 メール oita-nanbyouren@marble.ocn.ne.jp (大分県難病・疾病団体協議会)
NPO 法人 大分県難病・疾病団体協議会	難病全般	097-535-8755 メール oita-nanbyouren@marble.ocn.ne.jp

この他にも患者さん同士で仲間作りが出来るように交流会を行っています。
詳しくは、大分県難病相談・支援センターや大分市保健所保健予防課管理担当班までご連絡ください。

地域活動支援センター 「ふれあい」

大分県難病・疾病団体協議会が運営する就労継続支援 B 型の
通所事業所です。作業内容は軽作業です。(男女不問) 指導員が
サポートしますので興味のある方はお問い合わせください。

場所：〒870-0914 大分市日岡 3 丁目 5-16 (40m 道路沿い)
TEL：535-8282 FAX：535-8750
<https://oita-nanbyouren.com>



作業風景

関係機関

難病情報センター

難病情報センターでは、指定難病の患者やご家族の療養上の悩みや不安を解消するため、最新の医学情報、医療機関、相談機関の情報等を収集・整理するとともに、難病診療に携わる医療関係者に診療上必要な情報等の提供を、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課と財団法人難病医学研究財団が協力して行っています。

難病情報センターのホームページ
<https://www.nanbyou.or.jp/>

大分県 福祉保健部 健康政策・感染症対策課 疾病対策班

大分県の難病患者に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な施策を行います。

連絡先 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
TEL 506-2674

大分県難病医療連絡協議会

難病の医療提供体制の検討・協議・評価等を行います。

事務局 大分県 福祉保健部 健康政策・感染症対策課
連絡先 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
TEL 506-2796 FAX 506-1735

大分県難病医療ネットワーク相談室

難病患者や家族に対しての療養相談や入院、転院先の確保や在宅医療の確保のための連絡調整等を行っています。

連絡先 〒879-5593 大分県由布市挾間町医大ヶ丘1丁目1番地 大分大学医学部附属病院内
TEL 097-579-6707 FAX 097-579-6708
ホームページ <http://nanbyo-o.server-shared.com/>

大分県難病相談・支援センター

地域で生活する難病患者や家族等の日常生活や療養上の不安に対する相談や支援を行います。

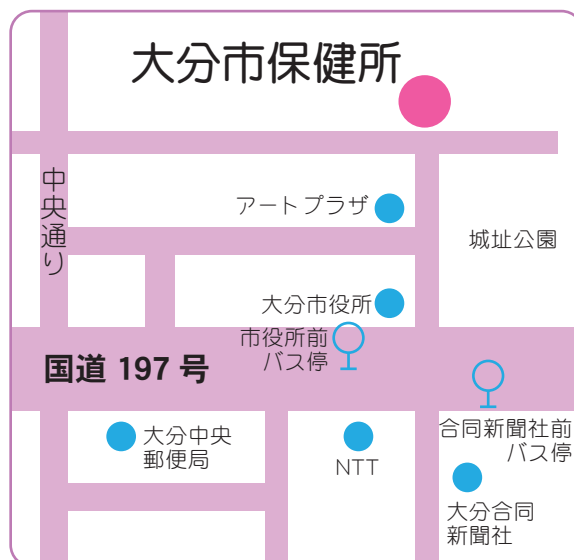
連絡先 〒870-0037 大分市東春日町1-1 NS大分ビル2階
TEL 578-7831 FAX 578-7832
ホームページ <http://nanbyo-o.server-shared.com/>

大分市役所内の関係各課

〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号
TEL 534-6111 (代表)
大分市ホームページアドレス
<https://www.city.oita.oita.jp/>

大分市保健所 保健予防課 管理担当班 (難病担当)

〒870-8506
大分市荷揚町 6 番 1 号
TEL 535-7710
FAX 532-3356
e-mail:hokenyobo@city.oita.oita.jp



大分市 障害福祉課

身体障害者手帳や障害者総合支援法等について
障害福祉サービスについて

TEL 537-5786 FAX 537-1411
TEL 537-5658

大分市 長寿福祉課

介護保険や高齢者福祉について

TEL 537-5679 FAX 548-5387

大分市 ごみ減量推進課

指定ごみ袋の交付について

TEL 537-5703 FAX 534-6252

大分市 国保年金課

国民健康保険や後期高齢者医療について
国民年金や障害年金について (大分市国民年金室)

TEL 537-5735 FAX 534-8042
TEL 537-5617 FAX 532-0705

大分市 子育て支援課 (大分市子ども家庭支援センター)

子どもに関する相談全般、子ども虐待相談など
大分市中央子ども家庭支援センター
大分市東部子ども家庭支援センター
大分市西部子ども家庭支援センター

TEL 537-5688 FAX 533-5015
TEL 527-2140 FAX 523-1320
TEL 541-1440 FAX 542-2110

大分市 生活福祉課

生活保護に関する相談等について

TEL 537-5706 FAX 533-7818

大分市 福祉保健課 避難行動要支援者対策担当班

避難行動要支援者の避難支援対策について

TEL 585-6022 FAX 534-6260

大分市保健所 健康課 保健（福祉）センター・健康支援室一覧

地域の健康づくり・疾病予防などの相談支援を行っています。

中央保健センター（大分市保健所内）

〒870-8506 大分市荷揚町 6 番 1 号
TEL 536-2517

東部保健福祉センター（鶴崎市民行政センター内）

〒870-0103 大分市東鶴崎 1 丁目 2 番 3 号
TEL 527-2143

大在健康支援室（大在市民センター内）

〒870-0268 大分市政所 1 丁目 4 番 3 号
TEL 574-7681

坂ノ市健康支援室（坂ノ市市民センター内）

〒870-0308 大分市坂ノ市南 3 丁目 5 番 33 号
TEL 574-7891

佐賀関健康支援室（佐賀関市民センター内）

〒879-2201 大分市大字佐賀関 1407 番地の 27
TEL 575-2077

西部保健福祉センター（穂田市民行政センター内）

〒870-1155 大分市玉沢 743 番地の 2
TEL 541-1496

大南健康支援室（大南市民センター内）

〒879-7761 大分市中戸次 5115 番地の 1
TEL 574-7791

野津原健康支援室（野津原市民センター内）

〒870-1203 大分市大字野津原 800 番地
TEL 588-1880

日本年金機構 大分年金事務所

国民年金への加入や年金の給付等に関する手続きについて
所管区域 大分市・竹田市・豊後大野市・由布市
〒870-0997 大分市東津留 2-18-15

TEL 552-1211

（ 国民年金の加入等 自動音声案内 2→2 ）
（ 国民年金の給付等 自動音声案内 1→2 ）

全国健康保険協会 大分支部（協会けんぽ）

健康保険の給付や任意継続等に関する手続きについて

〒870-8570 大分市金池南 1-5-1

J：COM ホルトホール大分（MNC タウン 2 階）

TEL 573-5630

大分県後期高齢者医療広域連合

〒870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号

大分第 2 ソフィアプラザビル 6 階

TEL 534-1771 FAX 534-1778

大分公共職業安定所（ハローワーク）

就労についての相談をお伺いしています。

〒870-8555 大分市都町 4-1-20

TEL 538-8609（部門コード 42#） FAX 537-2839

大分障害者職業センター

〒870-0131 大分市皆春 1483-1

ポリテクセンター大分内 第 1 教室棟 3 階・4 階

TEL 503-6600 FAX 503-6601

障害者就業・生活支援センター大分プラザ

〒870-0839 大分市金池南 1 丁目 9 番 5 号

博愛会 地域総合支援センター内 2 階

TEL 578-6211 FAX 574-8667

大分市障がい者相談支援センター「さざんか」

障害に関する相談を行います。

〒870-0819 大分市王子新町 5 番 1 号（大分西部公民館併設）

TEL 576-8887 FAX 576-7554

大分市自立生活支援センター

生活の不安や困りごとの相談について

〒870-0839 大分市金池南 1 丁目 5 番 1 号

J：COM ホルトホール大分 4 階

TEL 547-8319 FAX 547-9583

発 行 令和 7 年 7 月

編 集 大分市保健所 保健予防課

〒870-8506

大分市荷揚町 6 番 1 号

電話 (097)535-7710

FAX (097)532-3356

大分市ホームページアドレス

<https://www.city.oita.oita.jp/>

